

総合パンフレット

三菱電機グループ保険

三菱電機グループ保険は、企業福祉の一環として運営している「私たちだけの保険制度」です。

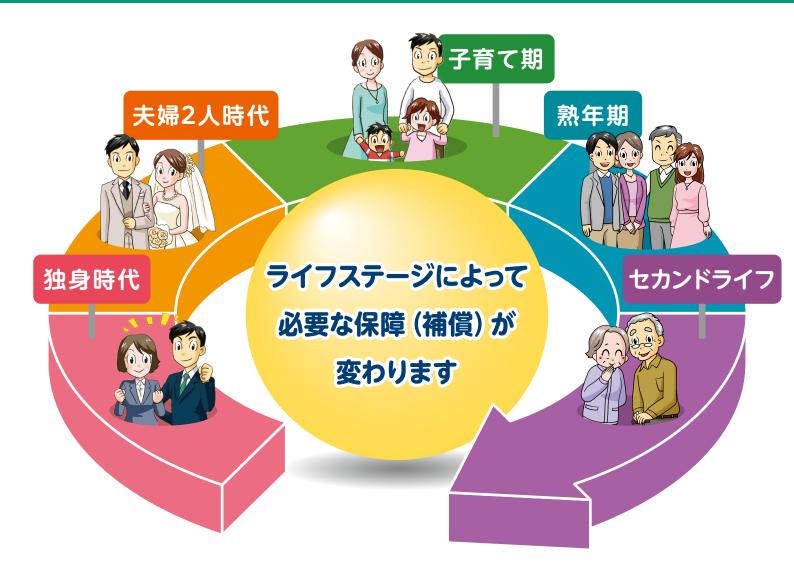
三菱電機グループ保険は、「いのちの保険」と「病気・ケガの保険」で構成されています。

いのちの保険

万が一(死亡・高度障害)に備える保障

病気・ケガの保険

病気やケガ、介護、がん、賠償事故などに備える補償



いのちの保険の【契約概要】【注意喚起情報】はP21~P22に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申し込みください。

三菱電機株式会社 人事部(労政福祉グループ)

三菱電機グループ保険とは

三菱電機グループ保険は、グループ従業員の皆様が安心して働けるように 企業福祉の一環として運営している「私たちだけの保険制度」です。

三菱電機グループの団体保険は、1968年に団体定期生命保険として導入し、 現在では三菱電機グループ従業員とその家族を合わせ約9万4千人を超える 皆様から選ばれる制度に成長しております。

三菱電機グループ保険は、三菱電機グループ独自で運営しているため、次の 特徴があります。

- ①三菱電機グループ従業員のために設計された保険であること。
- ②スケールメリットを生かし、最大約52.7%割引で提供していること。 (加入者数が増えることで、更に保険料が割安になる仕組み。)
- ③団体保険ならではの、診査不要の簡易な手続きで加入できること。
- ④本制度の相談窓口として、グループ会社の三菱電機保険サービス(株)による サポートが受けられること。

また、三菱電機グループ保険は、亡くなった場合の遺族への生活保障や、 病気・ケガでの入院・手術に備える保険としてスタートしましたが、介護が 必要となったときに掛かる費用に対する補償や、がんに罹患したときに備える 補償などを追加し、時代の変化に合わせて進化を重ねています。

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に直面しました。 「自分だけは大丈夫」と思わず、日頃の体調管理には十分にご注意いただくとともに、 万が一感染した際の備えにもなりますので、この機会にご家族の皆様で本パンフ レット等をご覧いただき、「団体割引等の適用により割安で手厚い保障(補償) |の 三菱電機グループ保険への加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

三菱電機株式会社

人事部長 原田 真



- 2020年1月1日現在、「いのちの保険」と「病気・ケガの保険」を合わせて約9万4千人の方に加入いただいています。
- 病気・ケガの保険にて団体割引等を最大で約52.7%適用されています。また、原則、前年実績方式による団体割引の適用となります。

目次

●三菱電機グループ保険の構成と特徴 ····································							
いのちの保険 万が一(死亡・高度障害)に備える保障です 7							
病気・ケガの保険 医療の補償 病気やケガに備える補償です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
契約概要・注意喚起情報・補償の内容(詳細)・重要事項説明書							
●よくあるご質問 ····································							

今年度の主な改定内容

病気・ケガの保険 ※2021年1月1日補償開始となる契約の改定内容となります。

●「がんの補償」の保険料が変更となりました。(詳細はP27をご覧ください。)

加入条件

三菱電機グループにお勤めの方および一定の条件を満たしている 退職者の方が加入者となれます。 被保険者となれる方については以下のとおり。

いのちの保険

加入者本人およびその方の配偶者・お子様

※配偶者・お子様については、本人が加入している場合に限ります。

病気・ケガの保険

加入者本人およびその方の親族

※右の図は「同居であることを問わず被保険者本人となれる方の範囲」の主な方々

※自転車傷害は本人、配偶者、子供、両親、兄弟のみとなります。 ※詳細はP17をご覧ください。

兄弟姉妹 兄弟姉妹 配偶者 配偶者 1 いのちの保険 配偶者 病・ケ 病気・ケガの保険

※「いのちの保険」については募集を行っていない会社があります。加入の可否については三菱電機保険サービスへお問い合わせください。

加入スケジュール*

【保険期間】2021年1月1日(金)から1年間 【一斉募集期間】2020年8月24日(月)~2020年10月9日(金)

いのちの保険

申込締切 2020年 10月9日(金)

保障開始 2021年 1月1日(金) 午前0時

2021年 1月~2月 2021年 1月

申込締切 補償開始 2021年 1月1日(金) 午後4時 2020年 10月9日(金)

病気・ケガの保険

2021年 2月中

2021年 3月

上記のスケジュールは一斉募集期間中に申し込みいただいた場合のものです。一斉募集期間外で申し込みをご検討の方は、三菱電機保険サービスへお問い合わせください

提出先*

記入・捺印いただいた申込書は、以下の提出先へご提出ください。 (既加入者の方が前年同条件で更新を希望される場合、申込書の提出は不要です。)

いのちの保険

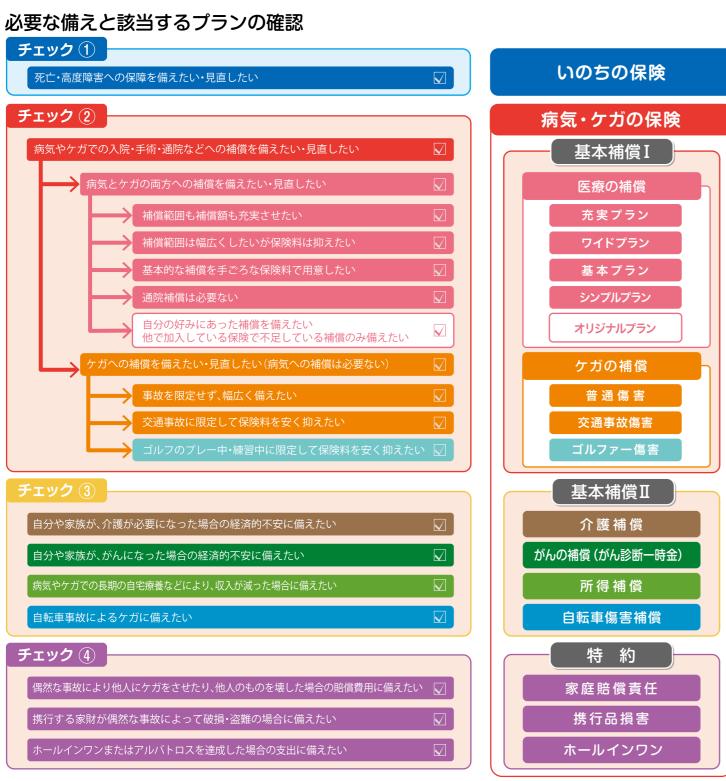
三菱電機にお勤めの方→最寄りの三菱電機保険サービス 関係会社にお勤めの方→各社福祉担当部門

病気・ケガの保険

- 三菱電機にお勤めの方・関係会社にお勤めの方
- →最寄りの三菱電機保険サービス
- *ご退職者の方の「加入スケジュール」と「提出先」については、『ご継続のご案内』にてご確認ください。

三菱電機グループ保険の構成





- ※1「いのちの保険」は優良割引を30%適用されています。いのちの保険は更新時の本人加入者数が3,000名以上で、加入率35%を超え、直前3保険年度のいずれも 一定の人数要件、支払率要件を満たしていることが優良割引の条件であり、今後条件を満たさなくなった場合は適用廃止となります。
- ※2 「病気・ケガの保険」は団体割引等を最大で約52.7%適用されています。 (医療の補償(ケガ通院を除く)、介護補償、がんの補償、所得補償、家庭賠償責任、携行品損害、ホールインワンは、団体割引30%・損害率による割引25%を 適用。ケガの補償(医療の補償のケガ通院を含む)、自転車傷害補償は、団体割引30%・損害率による割引25%・大口団体契約割引10%(損害率による割引・ 大口団体契約割引は、天災危険補償特約部分には適用されません)を適用。

各プランの特徴 「家庭賠償責任」「携行品損害」「ホールインワン」以外は、すべて単独で加入できます! 掲載ページ プラン名 特 徴 いのちの保険 死亡・高度障害の保障 ・最大で4,000万円まで、簡易な告知のみで加入できます。 P7 保険金は、一時金または年金としてお支払いします(組み合わせることもできます。)。 ・剰余金が生じた場合、加入者に配当金としてお支払いします。 病気・ケガの保険 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P23~P30をご確認ください。 医療の補償 病気やケガによる入院・手術などの補償 ・シンプルな補償から、幅広い補償まで、簡単に選択できる 4つのおすすめプランを用意しています。(入院日額を ◎*1 ⊚*1 ○*2 3,000円から20,000円まで、1,000円刻みで必要な分だけ \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc^{*2} 選択できるオリジナルプランもあります。) \bigcirc _ \bigcirc \bigcirc 全てのプランに総合先進医療の補償が付いています。 _ \bigcirc \bigcirc ・通院補償付きのプランでは、ケガの場合に通院だけでも補償 ※1:補償額がワイド・基本・シンプルの2倍 の対象となります。 ※2:医療の補償の特約(生活習慣病・重度入院・葬祭費用)付帯 ケガによる入院・手術・通院などの補償 ケガの補償 ・日常の様々なこと(地震や噴火を含む)が原因のケガを補償する「普通傷害」と、交通乗用具(自転車・電車・ 自動車等)に起因した事故が原因のケガに限定して補償するかわりに保険料が割安な「交通事故傷害」を 用意しています。(入院日額を3,000円から15,000円まで、1,000円 刻みで必要な分だけ選択できるオリジナルプランもあります。) 交通事故 交通事故以外 通院だけでも補償の対象となります。 普通傷害 0 0 ・死亡・後遺障害の補償が付いています。 病歴等で「医療の補償」に加入できない方も加入できます。 ゴルフプレー中やゴルフ練習中のケガによる入院・手術・通院などの補償 ケガの補償 ・ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフプレー中やゴルフ練習中の事故が原因のケガの補償を割安の 保険料で加入できます。 「家庭賠償責任」「携行品損害」「ホールインワン」の特約を自由に組み合わせて、オリジナルのゴルファー 保険を設計できます。 **|介護が必要となったときの補償** 介護補償 ・公的介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた場合に加え、所定の要介護状態と診断され、その状態 が90日を超えた場合にも、保険金をお支払いします。 (P11) ・15~84歳(継続は89歳)の幅広い年齢の方が加入できますので、本人だけでなく親などの介護への



備えが必要な方も加入できます。

がんの補償

がんになったときの補償

・補償開始日からお支払い対象となります。(一般的ながん保険に設定されている待ち期間がありません。)

・再発・転移の場合でも、何回でもお支払いします。 (最後の診断確定日から1年を超えて再発・転移・新たな原発がんを発症した場合に限ります。)

・2016年4月に施行された患者申出療養制度に対応した補償が付いています。

病気やケガで8日以上会社を休んだときの補償

・入院中だけでなく、自宅療養中も補償期間となります。

・最長1年間補償されるので、長期間の療養への備えができます。

日本国内における自転車でのケガによる入院・通院などの補償 自転車傷害補償

被保険者1名が加入することで、家族も補償の対象となります。

・特約の「家庭賠償責任」と組み合わせて、加害事故にも対応できる自転車保険にできます。

・自転車の乗車中だけではなく、歩行中等に自転車から衝突された際も補償の対象となります。

日常生活で法律上の賠償責任を負ってしまったときの補償

・ 示談交渉 (国内のみ) 付ですので、いざという時の安心感が違います。

・被保険者1名が加入することで、家族も補償の対象となります。

・弁護士補償付きのタイプもあります。

破損・盗難等により携行品に損害が生じたときの補償 携行品損害

・ゴルフ用品や釣り道具、カメラ・腕時計・スーツケースなどが補償の対象となります。 ※ノート型パソコン・スマートフォンなど補償の対象外となるものがあります。詳細はP30をご確認ください。

ホールインワン │日本国内のゴルフ場で、ホールインワン・アルバトロスを達成したときの補償



・祝賀会や記念コンペの開催、記念品の製作、記念植樹などの費用が補償の対象となります。

(P15)

(P13)

P14

P14

(P15)

(P15)

年代別のリスクと三菱電機グループ保険

10~20

大きな病気をしてしまうと、保険に加入出来なくなることも ありますので、健康なうちに病気やケガに対する最低限の 保障(補償)を準備しておきましょう。

グループ保険は身近な保障(補償)を準備しやすい仕組み になっています。

25歳(男性)加入例	月額保険料
いのちの保険(保険金額200万円)	142円
病気・ケガの保険(基本プラン)(入院日額5,000円)	1,060円
合計月額保険料	1,202円

30代

結婚・子供の誕生・マイホーム購入など大きなライフ イベントが訪れる年代です。そうした変化にしっかり対応 できるよう、加入している保険を見直す必要があります。 グループ保険は毎年見直しが可能となっており、変化して いく必要保障(補償)額にも柔軟に対応できます。

35歳(男性)加入例	月額保険料
いのちの保険(保険金額2,000万円)	1,420円
病気・ケガの保険(ワイドプラン)(入院日額5,000円)	1,510円
合計月額保険料	2,930円

子供の教育費・住宅ローンなど、経済的に負担の多い 年代です。また、健康に関する不安が増大する年代で もあります。

グループ保険は保障(補償)の種類が多く、そのときに 必要なリスクに合わせた保障(補償)を選択できます。

45歳(男性)加入例	月額保険料
いのちの保険(保険金額3,000万円)	3,570円
病気・ケガの保険(充実プラン)(入院日額10,000円)	3,590円
合計月額保険料	7,160 円

50~60

子供の成長に伴い、高額な死亡保障から病気やケガに 対する補償へと移行することを検討しましょう。

グループ保険も、これからの自分たちの保障(補償)が 「いつまで」「どれくらい」必要かを考えて見直しを行い

55歳(男性)加入例	月額保険料
いのちの保険(保険金額1,500万円)	3,660円
病気・ケガの保険(ワイドプラン)(入院日額5,000円)	3,490円
合計月額保険料	7,150円

保険はまだ必要ないと思っていませんか?

必要最低限の保障は準備しましょう

万が一の際にかかる費用は、葬儀代以外に身の回り の整理費用(遺品整理、車のローンなど)があります。 葬儀費用は、地域や規模、墓所の有無などで増減し ますが、200万円くらい必要となります。

【出典】(一財)日本消費者協会

「第11回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」(2017年)

病気やケガの補償も、健康なうちに準備しましょう

1日に病気やケガで入院する人は約**4万5千人**! これは、約1.9秒に1人発生している計算になります。 また、1年間で約46万人が、交通事故でケガをして います。若いからと疎かにせず、病気やケガに対して 準備しておきましょう。

【出典】厚生労働省「平成30年 医療施設(動態)調査・病院報告の概況」、 警察庁[令和元年中の交通事故発生状況]

ゴルフにもさまざまなリスクがあります!

・ドライバーで打ったボールが他人に当たり、ケガをさせてしまった! ・ゴルフバッグの盗難にあった。

ゴルフをプレーされるなら



※詳細はP11・P15をご覧ください。

月額保険料

380円

長期の入院・自宅療養に備えましょう

病気やケガ等で働けなくなった 場合でも、住宅ローンや生活費 は毎月発生します。

こうした場合の備えに「所得補 償」を検討しましょう。最長1年間 の長い補償期間が魅力です。



※詳細はP14をご覧ください。



入院すると、いくらくらい必要だと

思いますか?

治療費以外にも様々な費用が発生し、約7割の

方が1日あたり1万円以上の負担をされています。

平均23,300円

●過去5年間に入院した人の

入院時の自己負担費用※は

治療費以外に自己負担となる費用の内訳

今日から新社会人! "もしも"に備えるのも これからは自己責任!



10~20代

会社の先輩に すすめられ ゴルフを始めた。

30代

住宅の購入







万が一の保障は、ライフステージの変化の都度、見直しましょう!

万が一の際の必要保障額は、結婚や子供の誕生などによって、大きく変化します。 ライフステージに変化があった際には、保険の見直しを行いましょう。

死亡保障の目安

72 = 71111 7 = 27								
		配偶者	住	まい	死亡保障額の目安			
独	身	_	_		200万円~500万円			
既	婚	フルタイム 勤務	_		1,000万円~2,000万円			
		専業主婦	持	家	2,000万円~3,000万円			
子供の				貸	3,000万円~4,000万円			
いる	家庭	アルタイム		家庭 フルタイム 持家		家	1,500万円~2,500万円	
		勤務	賃	貸	2,500万円~3,500万円			

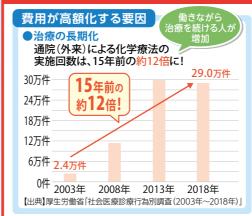
子供の教育費用の目安 准学先 高校主で進学 大学まで進学

~ 3 70	1201201	/ () O: C ~ 3
すべて 公立	約544万円	約786万円
すべて 私立	約1,830万円	約2,290万円
filim1		

文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」「平成 22年度国立大学の授業料、入学料及び検定料の調 に係る学生納付金等調査結果について

【出典】(公財)生命保険文化センター「生命保険に関するQ&AJHP、「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

がんの治療は、他の病気より、経済的負担が大きいことはご存知ですか?



がんの他、心疾患や脳血管疾患も手厚くカバー

される『生活習慣病』『重度入院』などの特約が セットになった「医療の補償」の "充実プラン" や

さらに、がんに特化した補償も検討しましょう!

- 「がん」は他の病気と比べて ・治療費が高額化しやすい
- ・治療が長期化しやすい
- ・転移・再発する可能性がある
- などの特徴があるので、十分な補償を
- 備えておくと、より安心です 様々な用途に使え、転移・再発にも対応
- できる"がん診断一時金"がおすすめです。

がんの補償を追加するなら

がんの補償2口 (がん診断一時金) 100万円

※「医療の補償」の詳細はP9を、「がんの補償」の詳細はP13をご覧ください

月額保険料 **480**⊞ (45歳の方の場合)

退職後を見据えた保障(補償)への 見直しを検討していますか?

子供の独立後は、夫婦中心の保障(補償)に切り 替えましょう。

また、病気やケガのリスクが高くなるので、死亡 保障から医療補償へのシフトを検討しましょう。

ご退職後も安心してご継続できます! 〈継続可能年齢〉

- いのちの保険1:75歳
- 病気・ケガの保険
 - 医療の補償・介護補償・がんの補償:89歳 所得補償:69歳
 - ケガの補償・自転車傷害補償:年齢制限なし

<配偶者の方も安心して加入できます>

「病気・ケガの保険」は加入者(従業員様)に 万が一の事があった際に、配偶者の方も加入 されていれば、その加入されている内容で 継続できます!

40代

自転車事故では、高額な

平成25(2013)年7月4日には、神戸地裁

賠償事故も発生しています!

で賠償額 9,521万円の判決も!

「日本の指害保険ーファクトブック2019」

自分や家族が自転車に乗るなら

責任

自転車傷害・家庭賠償責任は、被保険者1人が加入

すれば、家族も補償の対象となります。

月額保険料

390円

【出典】(一社)日本損害保険協会

自転車

傷害補償

子供が自転車に 乗るようになった

"ワイドプラン" を検討しましょう.

身体の心配

健康診断の結果に、不安な 項目が増えてきたなぁ。



50~60代

子供の独立

退職後(老後)の準備を考えないと。





介護への備えはできていますか?

介護が必要な状態になると、車いすの購入や自宅のバリアフリー化といった一時費用と、 介護サービス料などの月々の費用が必要となります。

一時費用は 平均69万円 200万円以上も 6.1%以上







月々の費用は、 平均7.8万円 平均的な介護期間 54.5ヵ月

月々の費用について

*上記に記載した費用は、公的介護保険サービスの自己負担分を含んだ金額となっています。

【出典】 (公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」「介護保障ガイド 2018年8月改訂版」

介護補償を追加するなら

介護補償3口 300万円

月額保険料 160⊞ (55歳の方の場合) 介護補償2口

月額保険料 2,150円 200万円

※詳細はP11を ご覧ください

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」 ※詳細はP14・P15をご覧ください。

のちの保険

万が一(死亡・高度障害)に備える保障です。

意向確認【ご加入前のご確認】

いのちの保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

■ 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。

保障額と保険料

本人および配偶者・こどもの欄からそれぞれ必要な保障額をお選びください。

最大4,000万円☆まで(死亡・高度障害のとき)

月額保険料(概算)

// // // // // // // // // // // // //	死亡·高度障害保険金 (年金原資)	200万円		500万円		1,000万円		1,500万円		2,000万円	
保険年齢	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~35歳	S60.7.2~H18.7.1生	142円	94円	355円	235円	710円	470円	1,065円	705円	1,420円	940円
36~40歳	S55.7.2~S60.7.1生	178円	152円	445円	380円	890円	760円	1,335円	1,140円	1,780円	1,520円
41~45歳	S50.7.2~S55.7.1生	238円	184円	595円	460円	1,190円	920円	1,785円	1,380円	2,380円	1,840円
46~50歳	S45.7.2~S50.7.1生	338円	256円	845円	640円	1,690円	1,280円	2,535円	1,920円	3,380円	2,560円
51~55歳	S40.7.2~S45.7.1生	488円	344円	1,220円	860円	2,440円	1,720円	3,660円	2,580円	4,880円	3,440円
56~60歳	S35.7.2~S40.7.1生	700円	434円	1,750円	1,085円	3,500円	2,170円	5,250円	3,255円	7,000円	4,340円
61~65歳	S30.7.2~S35.7.1生	1,068円	572円	2,670円	1,430円	5,340円	2,860円	8,010円	4,290円	10,680円	5,720円
66~70歳	S25.7.2~S30.7.1生	1,578円	768円	3,945円	1,920円	7,890円	3,840円	11,835円	5,760円	15,780円	7,680円

保険年齢	死亡·高度障害保険金 (年金原資)	2,500万円		3,000万円		3,500万円		3,986万円☆		4,000万円	
休快午節	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~35歳	S60.7.2~H18.7.1生	1,775円	1,175円	2,130円	1,410円	2,485円	1,645円	2,830円	1,873円	2,840円	1,880円
36~40歳	S55.7.2~S60.7.1生	2,225円	1,900円	2,670円	2,280円	3,115円	2,660円	3,548円	3,029円	3,560円	3,040円
41~45歳	S50.7.2~S55.7.1生	2,975円	2,300円	3,570円	2,760円	4,165円	3,220円	4,743円	3,667円	4,760円	3,680円
46~50歳	S45.7.2~S50.7.1生	4,225円	3,200円	5,070円	3,840円	5,915円	4,480円	6,736円	5,102円	6,760円	5,120円
51~55歳	S40.7.2~S45.7.1生	6,100円	4,300円	7,320円	5,160円	8,540円	6,020円	9,726円	6,856円	9,760円	6,880円
56~60歳	S35.7.2~S40.7.1生	8,750円	5,425円	10,500円	6,510円	12,250円	7,595円	13,951円	8,650円	14,000円	8,680円
61~65歳	S30.7.2~S35.7.1生	13,350円	7,150円	16,020円	8,580円	18,690円	10,010円	21,285円	11,400円	21,360円	11,440円
66~70歳	S25.7.2~S30.7.1生	19,725円	9,600円	23,670円	11,520円	27,615円	13,440円	31,450円	15,306円	31,560円	15,360円

☆三菱電機株式会社にご勤務されている方の最高保険金額は3.986万円です。ご加入できるのは三菱電機株式会社にご勤務されている方のみです。

最大800万円★まで(死亡・高度障害のとき) ★いのちの保険40と通算した最高保険金額は1,000万円です。

月額保険料(概算)

保険年齢	死亡·高度障害保険金 (年金原資)	200	200万円		300万円		400万円		500万円		600万円		800万円	
体與平断	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
16~35歳	S60.7.2~H17.7.1生	142円	94円	213円	141円	284円	188円	355円	235円	426円	282円	568円	376円	
36~40歳	S55.7.2~S60.7.1生	178円	152円	267円	228円	356円	304円	445円	380円	534円	456円	712円	608円	
41~45歳	S50.7.2~S55.7.1生	238円	184円	357円	276円	476円	368円	595円	460円	714円	552円	952円	736円	
46~50歳	S45.7.2~S50.7.1生	338円	256円	507円	384円	676円	512円	845円	640円	1,014円	768円	1,352円	1,024円	
51~55歳	S40.7.2~S45.7.1生	488円	344円	732円	516円	976円	688円	1,220円	860円	1,464円	1,032円	1,952円	1,376円	
56~60歳	S35.7.2~S40.7.1生	700円	434円	1,050円	651円	1,400円	868円	1,750円	1,085円	2,100円	1,302円	2,800円	1,736円	
61~65歳	S30.7.2~S35.7.1生	1,068円	572円	1,602円	858円	2,136円	1,144円	2,670円	1,430円	3,204円	1,716円	4,272円	2,288円	
66~70歳	S25.7.2~S30.7.1生	1,578円	768円	2,367円	1,152円	3,156円	1,536円	3,945円	1,920円	4,734円	2,304円	6,312円	3,072円	

※「本人」としての加入資格がある方について、「本人」と「配偶者」で重複しての加入はできません。

こども 1人あたり 最大 400万円 まで(死亡・高度障害のとき)

				月額保険料
保険年齢	死亡·高度障害保険金 生年月日	200万円	300万円	400万円
3~22歳	H10.7.2~H30.7.1生	140円	210円	280円

※本人が扶養する子に限ります。詳細はP19をご確認ください。●保険料は性別に関係なく一律です。

□ 「保険年齢」は「満年齢」とは異なりますので ご注意ください。

記載の保険料は2019年1月1日更新時に適用している優良割引率で 計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払 状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止と

退職後の継続加入について

- ■対象となる方: 三菱電機グループ会社で勤続5年以上、かつ退職時点でご加入されている方(ただし、期間工、契約社員およびそのご家族を除きます。)
- ■継続できる期間:満75歳6ヵ月(更新日:1月1日時点)に達した年の12月末日まで
- ■退職後の保険料について
- ・退職時に登録いただく所定の口座から毎月、保険料+手数料*(400円+消費税)を振替えます。

*手数料内訳:MBS振替手数料(200円)+事務手数料(200円)

・振替日:毎月12日(金融機関が休日の場合には翌営業日)/収納会社:明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

【重要】保険料が2ヵ月連続して振替えできなかった場合(退職時の手続きにおける継続保険料が、期日までに振込まれなかった場合を含み ます)は、脱退となります。脱退後の再加入はできませんのでご注意ください。

■退職後の保険金額、年齢範囲、限度額について <退職後最初に到来する更新日(1月1日)*1=退職後継続加入日>

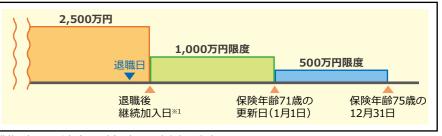
退職後継続加入日以降の保険金額は、本人・配偶者とも、下表の金額を上限として、退職時に加入していた金額の同額以下の金額となります。 退職時に限度額を超える保障額でご加入の場合は、退職後継続加入日に減額となります。

	本人	配偶者
退職後加入日~満70歳6ヵ月まで	1,000万円	800万円
満70歳6ヵ月超~満75歳6ヵ月まで	500万円	500万円

- *退職後に新規のご加入や保険金額の増額はできません。
- *配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。また、配偶者のみの継続加入はできません。
- *こどもの継続加入はできません。

〈退職後のご継続例〉

退職前に2,500万円の保険金額でご加入の場合、 退職後継続加入日までは、2,500万円でのご加入と なり、退職後継続加入日から保険年齢71歳の12月 31日までは1,000万円が、保険年齢71歳の1月1日 から保険年齢75歳の12月31日までは**500万円***2が、 加入できる限度額となります。



- ※1:退職後継続手続きを退職年の12月以降にされた方は、退職後2度目に到来する更新日(1月1日)となります。
- ※2:保険年齢71歳の更新日まで500万円超でご加入の方は自動減額となります。

■71歳以降の月額保険料(概算)

本人

/Dr. (- 1)	死亡·高度障害保険金 (年金原資)		万円	500万円	
保険年齢	生年月日	男性	女性	男性	女性
71歳	S24.7.2~S25.7.1生	2,062円	1,016円	5,155円	2,540円
72歳	S23.7.2~S24.7.1生	2,282円	1,130円	5,705円	2,825円
73歳	S22.7.2~S23.7.1生	2,534円	1,264円	6,335円	3,160円
74歳	S21.7.2~S22.7.1生	2,828円	1,414円	7,070円	3,535円
75歳	S20.7.2~S21.7.1生	3,176円	1,574円	7,940円	3,935円

/mm (= 1)	死亡·高度障害保険金 (年金原資)			300万円		400万円		500万円	
保険年齢	生年月日	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
71歳	S24.7.2~S25.7.1生	2,062円	1,016円	3,093円	1,524円	4,124円	2,032円	5,155円	2,540円
72歳	S23.7.2~S24.7.1生	2,282円	1,130円	3,423円	1,695円	4,564円	2,260円	5,705円	2,825円
73歳	S22.7.2~S23.7.1生	2,534円	1,264円	3,801円	1,896円	5,068円	2,528円	6,335円	3,160円
74歳	S21.7.2~S22.7.1生	2,828円	1,414円	4,242円	2,121円	5,656円	2,828円	7,070円	3,535円
75歳	S20.7.2~S21.7.1生	3,176円	1,574円	4,764円	2,361円	6,352円	3,148円	7,940円	3,935円

配当金について

過去3ヶ年度の保険金の支払い状況および配当金

- ●過去3ヵ年度のお支払保険金の実績は約**7.2億**円
- ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので、実質保険料は軽減されます。

対象契約の保険期間	保険金のお支払総件数	お支払総保険金額	配当率	(参考)みなし配当率**3				
2017年 1月1日~12月31日	39件	約195百万円	約55.8%	約47.1%				
2018年 1月1日~12月31日	46件	約323百万円	約43.3%	約32.2%				
2019年 1月1日~12月31日	38件	約205百万円	約52.1%	_				

- *配当率=(配当金)÷(年間保険料)
 - *左記配当率は過去の実績を表わしたものであり、配当率はお支払 時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金 額は現時点では確定していません。
 - *配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来 のお支払いを約束するものではありません。
 - ※3 2018年4月2日以降に更新となる契約は、昨今の死亡率低下などを 反映した保険料率改定が反映されるため、保険金支払などが過年 度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、 2017年~2018年の実績配当率を改定後の保険料水準にて再計 算した配当率を記載しています。

- ●「いのちの保険」は「年全払特約付こども特約付団体定期保険(生命保険)」の略称です。
- ●現在、本人死亡·高度障害保険金(年金原資)300万円、400万円、600万円、700万円、800万円、900万円、1.100万円、1.200万円、1.300万円、1.400万円、1.700万円、2.200万円、 2.700万円、3.800万円、3.990万円にご加入の方は、同保険金額のまま継続できます(退職後は上記限度額までの金額に限ります)が、同保険金額への新規加入・変更はできません。
- ●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。なお、P7~P8の保険料表に記載の ない保険金額の保険料については、申込書裏表紙をご確認ください。
- ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=2021年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

ガ の 保

病気・ケガでの入院・手術・通院、介護、がん、賠償事故などに備える補償です。

※ 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P23~P30をご確認ください。

基本補償I

「医療の補償」"おすすめプラン"はおすすめの補償内容をパッケージングしたプランです。「医療の補償」"オリジナルプラン"は必要な補償を 組み合わせて加入できます。「ケガの補償」は健康状態の告知や年齢制限がなく、どなたでも加入できます。

矢療の補償

おすすめプラン

基本補償Ⅰ

病気やケガに備える補償を簡単にお選びいただけるように、パッケージングしたプランをご用意いたしました。

病気やケガに偏える補償	補償内容		充実プラン	ワイドプラン	基本プラン	シンプルプラン			
病気・ケガで入院したら (疾病・傷害入院保険金)	111111111111111111111111111111111111111	1回の入院*1につき 60日限度	10,000円/日	5,000円/日	5,000円/日	5,000円/日			
病気・ケガで手術*2したら (疾病・傷害手術保険金)		①重大手術*3 ②入院中 ③入院中以外(外来)	① 40万円 ② 10万円 ③ 5万円	① 20万円 ② 5万円 ③ 2.5万円	① 20万円 ② 5万円 ③ 2.5万円	① 20万円 ② 5万円 ③ 2.5万円			
病気・ケガで放射線治療***	病気・ケガで放射線治療※4を受けたら(放射線治療保険金)			5万円	5万円	5万円			
 病気・ケガで先進医療※5を	病気・ケガで先進医療*5を受けたら		1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度	1,000万円限度			
(総合先進医療保険金)		一時金	10万円	10万円	10万円	10万円			
病気で入院し、退院後通院 (退院後通院保険金)	したら	1回の入院後の通院 につき90日限度**6	6,000円/日	3,000円/日	3,000円/日	_			
ケガで通院したら (傷害補償通院保険金(天災危	は険補償あり))	1事故につき 90日限度* ⁷	6,000円/日	3,000円/日	3,000円/日	_			
生活習慣病*8で入院したら、疫 (成人病入院保険金)	失病入院保険金に加え	1回の入院*1につき 60日限度	10,000円/日	5,000円/日	_	_			
	生活習慣病**8で手術**2したら、疾病手術保険金 に加え(成人病手術保険金) ①入院中 ②入院中以外(外来)			① 5万円 ② 2.5万円	_	1			
生活習慣病*8で放射線治療 (成人病放射線治療保険金)		治療保険金に加え	10万円	5万円	_	1			
特定疾患*9で入院したら(特	持定疾患保険金)		30万円	15万円	_	_			
病気・ケガで以下の状態にかいがんと診断確定された場場合 ③ケガによる脳挫傷	語合 ②脳卒中·急性i	心筋梗塞で入院した	50万円	50万円	_	_			
病気・ケガで死亡し、親族か (葬祭費用保険金)	「葬祭費用を負担した	:6	50万円限度*10	50万円限度*10	_	_			
満年齢※11	生年	月日		月払係	· 険料				
0 ~ 4 歳	H28.1.2~	R 3.1.1 生	2,220円	1,250円	990円	470円			
5 ~ 9 歳	H23.1.2~	H28.1.1 生	2,040円	1,150円	900円	380円			
10~14歳	H18.1.2~	H23.1.1 生	1,990円	1,130円	880円	360円			
15~19歳	H13.1.2~	H18.1.1 生	2,070円	1,170円	910円	390円			
20~24歳	H 8.1.2~	H13.1.1 生	2,300円	1,290円	1,020円	490円			
25~29歳	H 3.1.2~	H 8.1.1 生	2,420円	1,350円	1,060円	520円			
30~34歳	S61.1.2~	H 3.1.1 生	2,530円	1,410円	1,090円	540円			
35~39歳	S56.1.2~	S61.1.1 生	2,690円	1,510円	1,110円	560円			
40~44歳	\$51.1.2~	S56.1.1 生	2,950円	1,690円	1,170円	600円			
45~49歳	\$46.1.2~	S51.1.1 生	3,590円	2,090円	1,330円	740円			
50~54歳	50~54歳 \$41.1.2~\$46.1.1 生		4,470円	2,660円	1,550円	920円			
55~59歳	55~59歳 \$36.1.2~\$41.1.1 生		5,870円	3,490円	1,920円	1,220円			
60~64歳	60~64歳 S31.1.2~S36.1.1 生		7,890円	4,720円	2,510円	1,700円			
65~69歳	\$26.1.2~	S31.1.1 生	10,680円	6,430円	3,210円	2,240円			
70~74歳 S21.1.2~S26.1.1 生		14,510円	8,750円	4,350円	3,010円				
70.374成	S16.1.2~S21.1.1 生								
75~74歳		S21.1.1 生	18,310円	11,180円	5,340円	3,710円			
	\$16.1.2~	S21.1.1 生 S16.1.1 生	18,310円 22,180円	11,180円 13,890円	5,340円 6,100円	3,710円 4,420円			

更新の方のみ

医療の補償

オリジナルプラン

基本補償]

基本補償Ⅰ

●補償内容および1口あたりの保険金額

補償内	一	Aタイプ	Bタイプ		特約	
(相) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日		(通院補償あり)	(通院補償なし)	生活習慣病**8	重度入院	葬祭費用
病気・ケガで入院したら	1回の入院**につき60日限度	1,000	円/日	1,000円/日	_	_
病気・ケガで手術*2したら	①重大手術* ³ ②入院中 ③入院中 ③入院中以外(外来)		① 40,000円 ② 10,000円 ③ 5,000円		_	_
病気・ケガで放射線治療*4を受けたら	10,0	00円	10,000円	_	_	
病気・ケガで先進医療※5を受けたら	技術料と同額	1,000万円限度*12		_	_	_
例がプカで元廷と猿へを支げたり	一時金	10万円*12		_	_	_
病気で入院し、退院後通院したら	1回の入院後の通院につき90日限度**6	600円/日	_	_	_	_
ケガで通院したら(「ケガの補償」 Kタイプ)	1事故につき90日限度*7	600円/日	_	_	_	_
特定疾患*9で入院したら		_	_	30,000円	_	_
病気・ケガで以下の状態になったら ①がんと診断確定された場合 ②脳卒中 ③ケガによる脳挫傷・脊髄損傷・内臓損	_		_	50万円	_	
病気・ケガで死亡し、親族が葬祭費用を	負担したら		_	_	<u> </u>	50万円限度**10

●加入いただける□数

Aタイプ・Bタイプは3~20□で加入できます(Aタイプ加入時にはKタイプも同口数*13での自動加入となります(申込書へのKタイプの口数記入は不要です。)。)。 生活習慣病特約はAタイプまたはBタイプの加入口数と同口数で加入できます。重度入院一時金、葬祭費用は1口のみ加入できます。 AタイプとBタイプ、Aタイプと「ケガの補償」※14を組み合わせて加入することはできません。

●月払保険料例(*は、Kタイプ部分の保険料(1口あたり100円)を含む金額)

満年齢*11	タイプ 生年月日	*A3□ +K3□	*A5□ +K5□	*A10□ +K10□	*A15□ +K15□	B3□	B5□	B10□	B15□	生活習慣病 3口	生活習慣病 5口	生活習慣病 10口	生活習慣病 15口	重度入院	葬祭費用
0~4歳	H28.1.2~R 3.1.1 生	610∄	990円	1,930 ⊞	2,860円	300∄	470 ⊨	890⊨	1,300 ⊞	20円	30∄	60∄	90 ₪	210 ⊞	20∄
5~9歳	H23.1.2~H28.1.1 生	560∄	900∄	1,760 ⊞	2,600円	250⊨	380⊨	720 円	1,040 ⊞	20 円	30 ฅ	60∄	90 ⋳	210 ⊞	10⊨
10~14歳	H18.1.2~H23.1.1 生	550∄	880⊞	1,720 ⊞	2,540円	240⊨	360ฅ	680⊨	980 ฅ	20 円	30 ฅ	50 ฅ	80∄	210 ⊞	10⊨
15~19歳	H13.1.2~H18.1.1 生	570∄	910⊩	1,770 ⊞	2,620円	260∄	390⊨	730円	1,060 ⊞	20円	30∄	70円	100円	210 ⊞	20∄
20~24歳	H 8.1.2~H13.1.1 生	640ฅ	1,020∄	1,990 ⊞	2,970 ₪	320∄	490⊨	930⊨	1,370 ₪	30∄	40 ฅ	80∄	110∄	210 ⊞	20∄
25~29歳	H 3.1.2~H 8.1.1 生	650∄	1,060円	2,070 ⊞	3,070円	330ฅ	520円	990∄	1,450 ⊞	40 ⋳	60∄	120 ⊞	180∄	210 ⊞	20∄
30~34歳	S61.1.2~H 3.1.1 生	680⊨	1,090円	2,130 ⊞	3,160 ⊞	350ฅ	540円	1,030円	1,510 ฅ	50∄	80∄	160∄	250 ⊞	210 ⊞	30∄
35~39歳	S56.1.2~S61.1.1 生	690∄	1,110円	2,180 ⊞	3,240円	360∄	560ฅ	1,070円	1,580 ฅ	70 ⊓	110∄	220 ฅ	330 ⋳	250 ⊞	40ฅ
40~44歳	S51.1.2~S56.1.1 生	720円	1,170円	2,280 ⊞	3,400 ₪	380∄	600∄	1,150円	1,700 ₪	90∄	140円	290 ⋳	430 ⋳	320 ⋳	60∄
45~49歳	S46.1.2~S51.1.1 生	820ฅ	1,330⊞	2,610 ⊞	3,880 ₪	470⊨	740 円	1,430⊨	2,110 ⊞	140∄	220 ฅ	440 ฅ	670∄	450 ⊞	90∄
50~54歳	S41.1.2~S46.1.1 生	950∄	1,550円	3,040 ⊞	4,530 ⊨	570∄	920⊨	1,790 ₪	2,650 ₪	200 円	320 ฅ	640 ฅ	960 ฅ	660∄	130ฅ
55~59歳	S36.1.2~S41.1.1 生	1,180⊞	1,920∄	3,800∄	5,660 ₪	760∄	1,220円	2,400 円	3,560 ฅ	310∄	500 ฅ	1,000 ⊞	1,510 ⊞	860∄	210⊨
60~64歳	S31.1.2~S36.1.1 生	1,520∄	2,510円	4,950 ⊞	7,400 _円	1,040円	1,700円	3,340円	4,980 ₪	440 円	730 ⊞	1,460 ⊞	2,200 _円	1,150 ⊞	330∄
65~69歳	S26.1.2~S31.1.1 生	1,950⊨	3,210⊩	6,390 ₪	9,540 ฅ	1,370⊨	2,240 _円	4,440円	6,620 ₪	650∄	1,070 ⊞	2,140 _円	3,210 ⊞	1,640 ⊞	510ฅ
70~74歳	S21.1.2~S26.1.1 生	2,630円	4,350円	8,640 ₪	12,930円	1,830円	3,010円	5,960円	8,910 ฅ	890∄	1,480 ⊞	2,950 円	4,430 ⊞	2,070円	850ฅ
75~79歳	S16.1.2~S21.1.1 生	3,230円	5,340円	10,620円	15,900円	2,250円	3,710円	7,370円	11,020 ฅ	1,120円	1,850 ⊞	3,700 ⊞	5,560 ฅ	2,520 円	1,470⊨
80~84歳	S11.1.2~S16.1.1 生	3,680∄	6,100円	12,160円	18,200円	2,670円	4,420円	8,790⊨	13,150 ฅ	1,340円	2,220 ⊞	4,450 円	6,670 円	2,990 円	2,580用
85~89歳	S 6.1.2~S11.1.1 生	3,660∄	6,050円	12,070円	18,060 _円	2,650円	4,370円	8,700円	13,010 ₪	1,650円	2,740円	5,480 ₪	8,230 円	3,450 円	4,420∄
Kタイ:	Кタイプ部分の保険料 (300円) (500円) (1,000円) (1,500円) 更新の方のみ														

総合先進医療補償特約とは?

*おすすめプラン「充実」「ワイド」「基本」「シンプル」の各プランおよびオリジナルプラン「A」「B」の各タイプに自動セット

健康保険の適用対象外となる厚生労働大臣が定める先進医療(詳細はP24を参照)による治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。

- ●被保険者が負担した先進医療にかかった技術料の実費をお支払いします。
- ●技術料が高額となる粒子線治療について、被保険者が立替えることなく、一定の条件を満たす場合に、保険会社から医療機関に直接お支払いします。
- 「1回の入院」については入院から退院および退院後に入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます)による180日以内の再入院までが1回の入院となります。 公的医療保険制度の給付対象である手術全般。(ただし、傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*152種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- ※2 公内医療保険的過度の指引対象である手術主放。(にたい物の処値、外開術) 反角、致関する文払いの対象外の手術があります。また、日射や自向くして**・2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
 ※3 重大手術 (腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。) がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術・● 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・元動脈への開胸・開腹術 日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律に沿った場合に限るものとし、臓器提供者に対する摘出術は対象外

 ※4 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。
 「先進医類」、脳性傷」、「内臓損傷」については、P24をで確認ください。
 ※5 「先進医類」、「防臓損傷」については、P24をで確認ください。
 ※6 退院後の翌日からその日を含めて180日は食べけ行われた通院を限度とします。

 ※7 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

 ※8 生活習慣病(成人病)とは、悪性新生物・脳血管疾患、心疾患、高血性疾患、糖尿病となります。

 ※9 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている疾患となります。詳細はP24をご確認ください。

 ※10 実際に負担にた實用の範囲内で、保険金額(50万円)を限度にお支払いします。

 ※11 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)

 ※12 加入口数にかかわらず、一律記載の保険金額となります。

 ※13 2016年更新時に移行プランで継続された契約についてはAタイプと同口数以外の口数に変更することはできません。

 ※14 2016年更新時に移行プランで継続された契約についてはAタイプと同つ数との口数が異なっていても同一内容にて継続が可能です。ただし、Aタイプの口数変更の場合は KタイプもAタイプと同口数となります。

 ※15 [時期を同じくして]とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

メディカルアシストサービスもご利用いただけます!

 \triangleright

2019年1月1日から

ケガの補償

対象となるケガをした場合に保険金をお支払いします。

●補償内容および1口あたりの保険金額・月払保険料

補償内容		Dタイプ (普通傷害)	Eタイプ (交通事故傷害)	ゴルファー傷害1	ゴルファー傷害2
対象となるケガ		日常生活でのケガ	交通事故等でのケガ	ゴルフ場・練習場等でのケガ	
天災危険補償		あり	_	_	_
ケガで入院したら (入院保険金)	1回の事故につき 180日限度*1	1,00	 <mark>0</mark> 円/日	15,000円/日	4,500円/日
ケガで手術*2したら (手術保険金)	①入院中 ②入院中以外(外来)	①10,0 ② 5,0	000円 000円	① 150,000 円 ② 75,000 円	① 45,000 円 ② 22,500 円
ケガで通院したら (通院保険金)	1回の事故につき 90日限度*3	600	円/日	10,000円/日	3,000円/日
事故により死亡したり、後遺障害が生じたら (死亡保険金・後遺障害保険金)		200万円		1,000万円	300万円
月払係	保険料	270円	80円	50円	30円

●加入いただける□数

D947プ・E947プは $3\sim15$ □で加入できます。ゴルファー傷害(1・2)は1□の $3\sim10$ 加入できます。

Dタイプ・Eタイプ・ゴルファー傷害(1・2)の組み合わせや、「ケガの補償」と「医療の補償(Aタイプ)」**を組み合わせて加入することはできません。

- ※1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
- ※2 公的医療保険制度の給付対象である手術全般(ただし、傷の処置、抜歯等のお支払いの対象外の手術があります。) および先進医療に該当する所定の 手術を受けた場合。なお、手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。ただし、事故 の日から180日以内に受けた手術に限ります。
- ※3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
- ※4 2016年更新時に移行プランで継続された契約についてはAタイプとDタイプの組み合わせとなっていても継続およびそれぞれの口数変更が可能です。 ただし、Kタイプへのタイプ変更の場合、KタイプはAタイプと同口数となります。

基本補償Ⅱ

「介護補償」、「がんの補償(がん診断一時金)」、「所得補償」、「自転車傷害補償」から、必要な補償を選択して加入できます。

基本補償Ⅱ

対象となる介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

「介護」が必要となった際に掛かる費用に備えましょう

介護が必要となると、自宅の改装費などの一時費用と、介護サービスなどの月々の費用が掛かります。こうした介護に掛かる費用に 対して備えていただけるのが「介護補償」です。

初期に掛かる一時費用の平均

約69万円

<初期に掛かる費用の主な例>

- ●電動車いす 30万~50万円
- ●ポータブルトイレ 10万~25万円
- ●介護用ベッド ●階段昇降機
- 15万~50万円 50万円~

+

月々掛かる費用の平均

平均約7.8万円

<月々掛かる費用の主な例>

- ●介護サービス料の自己負担分
- ●介護保険の対象外のサービス料
- ●介護施設の居住費・滞在費

介護期間の平均

平均約54.5ヶ月

*上記に記載した費用は、公的介護保険サービスの自己負担分を含んだ金額となっています。

【出典】 (公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」「介護保障ガイド 2018年8月改訂版」

X

「介護補償」の特徴

11

●単独での加入が可能です!

既に加入されている保険への上乗せとしてもご利用いただけます。

●公的介護保険制度では対象外となる原因の場合も補償します!

64歳以下で事故が原因の場合や、39歳以下で脳梗塞が原因の場合など、

●ご家族の加入に際しては、加入者が告知を代理で行えます! 親が離れて暮らしていて告知を取り付けるのが難しい場合も加入いただけるので安心です。

●補償内容および1口あたりの保険金額

以下のいずれかの状態となった場合に保険金をお支払いします。

補償範囲を拡大! ①公的介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた場合(以下「公的介護保険制度とは?」の図をご確認ください。)

②所定の要介護状態と医師等の診断を受け、その状態が90日を超えて継続した場合(三菱電機グループ独自の補償範囲となります。)

介護状態と なった原因	15歳~39歳	40歳~64歳	65歳~89歳	
特定疾病*1 (16種類)	0	0	0	
上記以外の 病気・ケガ	0	0	0	

<参考>公的分	<参考>公的介護制度の補償範囲								
介護状態と なった原因	なった原因 15歳~39歳 40歳~64歳 65歳~								
特定疾病*1 (16種類)	×	0	0						
上記以外の × ×									

① 2019年1月1日以前に「親介護補償特約」「介護補償」に加入され、そのままの内容で更新されている方につきましては「①公的介護保険制度で要介護3 以上の認定を受けた場合」のみ補償の対象となっております。お切り替えは更新時に変更手続きが必要となりますので、ご注意ください。

補償内容	10	2□	3□
介護保険金	100万円	200万円	300万円

●加入いただける口数

1~3□で加入できます。(既に加入いただいている方の増口は更新時のみ可能です。)

●月払保険料

	72.17			
満年齢※2	□数 生年月日	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
15~39歳	S56.1.2~H18.1.1生	10円	10円	10円
40~44歳	S51.1.2~S56.1.1生	10円	10円	20円
45~49歳	S46.1.2~S51.1.1生	10円	20円	40円
50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生	30円	50円	80円
55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生	50円	110円	160円
60~64歳	S31.1.2~S36.1.1生	110円	220円	330円

満年齢*2	□数 生年月日	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生	230円	460円	690円
70~74歳	S21.1.2~S26.1.1生	490円	970円	1,460円
75~79歳	S16.1.2~S21.1.1生	1,080円	2,150円	3,230円
80~84歳	S11.1.2~S16.1.1生	2,500円	4,990円	7,490円
85~89歳	S 6.1.2~S11.1.1生	5,840円	11,680円	17,510円

更新の方のみ

公的介護保険制度とは?

介護保険法に基づき、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができる社会保険制度です。

【受給要件】

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下※3	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象 外	16種類の特定疾病**により、 要介護、要支援状態となったとき	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

【要介護(要支援)認定区分】

	要介護度認定区分		身体の状態		
軽度	要支援	1	要介護状態とは認められないが、 社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの 支えを必要とすることがある。	
干工人文	要支援	2	生活の一部について部分的に	食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定 さが見られることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な	
	要介護	1	介護を必要とする状態	介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。	
	要介護	2	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの 支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	
	要介護	3	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の 着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。	
重度	要介護	4	重度の介護を必要とする状態	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持が一人ではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	
重反	要介護	5	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での 立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。	
		【出曲】(公財)生命保険文化センター「一日でわかる生活設計情報」を参考に作成			

【出典】(公財)生命保険文化センター1ー目でわかる生活設計情報」を参考に作成

- ※1 受給要件を満たす特定疾病については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp)をご確認ください。
- ※2 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)
- ※3 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。 * 保険金をお支払いさせていただいた際は、事故日付の全損失効となります。

介護アシストサービスもご利用いただけます! ▶▶▶▶ 詳しくは16ページをご覧下さい。

がんの補償(がん診断一時金)

基本補償Ⅱ

がんと診断確定された場合に、保険金(がん診断一時金)をお支払いします。

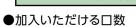
「がん」に罹患した際に掛かる費用に備えましょう

最新のがん治療では、入院前に抗がん剤治療や放射線治療などの通院による治療が行われることが増えており、退院後の通院のみ補償されるタイプの医療保険だけではカバーできません。また、保険未承認の治療法が多いのも特徴です。こうしたがん特有の費用に対して自由に使っていただけるのが「がん診断一時金」です。

「がん診断一時金」の特徴

- ●単独での加入が可能です!
- 既に加入されている保険への上乗せとしてもご利用いただけます。
- ●保険始期日(中途加入日)から補償が開始されます! 一般的ながん保険に設定されている待ち期間がありません。
- ●再発・転移の場合、何回でもお支払いします!
- 最後の診断確定日から1年を超えて再発・転移・新たな原発がんを発症した場合に限ります。
- ●がん患者申出療養特約が自動付帯!
- 2016年4月に施行された新しい制度に対応した補償を先駆けて付帯しています。
- ●補償内容および保険金額
- 以下のいずれかの場合に、保険金をお支払いします。
- ① 対象となるがん※1と診断確定※2された場合(再発または転移した場合も含みます。)
- ② 対象となるがん*1の治療のため患者申出療養*1を受けた場合

がん診断一時金がん患者申出療養	50万円 1,000	100万円 万円限度
補償内容	10	2□



1~2□で加入できます。(既に加入いただいている方の増口は更新時のみ可能です。)

●月払保険料

満年齢*3	生年月日	1口 (50万円)	2口 (100万円)
0~4歳	H28.1.2~R 3.1.1生	40円	80⊞
5~9歳	H23.1.2~H28.1.1生	50円	90円
10~14歳	H18.1.2~H23.1.1生	70円	130円
15~19歳	H13.1.2~H18.1.1生	60円	100円
20~24歳	H 8.1.2~H13.1.1生	30円	60⊞
25~29歳	H 3.1.2~H 8.1.1生	60円	110円
30~34歳	S 61.1.2~H 3.1.1生	90円	170円
35~39歳	S 56.1.2~S61.1.1生	130円	240円
40~44歳	S 51.1.2~S56.1.1生	180円	350円

満年齢*3	生年月日	(50万円)	2口 (100万円)
45~49歳	S46.1.2~S51.1.1生	250円	480円
50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生	400円	780円
55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生	610⊨	1,220円
60~64歳	S31.1.2~S36.1.1生	890円	1,770円
65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生	1,180円	2,350円
70~74歳	S21.1.2~S26.1.1生	1,460円	2,920円
75~79歳	S16.1.2~S21.1.1生	1,760円	3,520円
80~84歳	S11.1.2~S16.1.1生	2,070円	4,130円
85~89歳	S 6.1.2~S11.1.1生	2,360円	4,720円

*保険会社の料率改定により、一部タイプの保険料が変更となっております。(詳細はP27をご覧ください。)

更新の方のみ

患者申出療養の対象となる医療とは?

先進医療の対象にはならなかったが一定の安全性・有効性が確認されている以下①~④の医療や、現行の治験の対象にはなれなかった患者に対して治験薬等を用いる医療が、患者申出療養の対象となる可能性があります。

- ①既に実施されている先進医療を身近な医療機関で実施することを希望する患者に対する療養
- ②先進医療の実施計画(適格基準)対象外の患者に対する療養
- ③既に実施されていて、新規組入が終了した先進医療を実施することを希望する患者に対する療養
- ④先進医療として実施されていない療養
- ※ 患者申出療養制度は保険外併用療養*4の対象となりますが、申請を行ったすべての治療が承認されるわけではありません。承認されなかった場合は、がん患者申出療養保険金はお支払いできません。また、保険適用されていない治療費については、原則患者の自己負担となります。
- ① 先進医療に該当した場合に備えて、先進医療を対象とする補償もご準備ください。『病気・ケガの保険』では、「医療の補償」に"総合先進医療特約"が自動セットされていますので、あわせての加入をおすすめします。
- ※1「対象となるがん」および「患者中出療養」については、P27をご確認ください。
- ※2 病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
 ※3 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)
- ※4「保険外併用療養」についてはP36をご確認ください。

詳しくは16ページをご覧下さい。

所得補價

基本補償Ⅱ

病気やケガで就業不能となった場合に、保険金をお支払いします。

「生きるリスク」についても備えましょう

「医療の補償」などで病気やケガによる入院・通院に対する費用は一定程度カバーできますが、長期の自宅療養などにより収入が減少しても、教育費や住宅ローンの支払いは待ってくれません。こうした「生きるリスク」に対応することができるのが「所得補償」です。

「所得補償」の特徴

- ●業務中・日常生活を問わず補償!
- 業務中に限らずレジャーや旅行中のケガや病気が原因の場合も補償します。
- ●入院中に限らず自宅療養もカバー!
- 医師等の治療を受けていれば、入院していなくても補償します。
- ●長期の就業不能にも対応!
- 継続して8日以上就業不能となっている期間について、最長1年間まで補償します。(有給休暇期間中も補償します。)
- ●補償内容および1口あたりの保険金額
- 病気またはケガを被り、以下の状態で申込書に告知された業務に従事できない状態になった場合**に、保険金をお支払いします。
- ① 治療のために入院していること
- ② 入院以外の状態で、医師等の治療を受けていること

1口あたりの所得補償保険金額

50,000円/月

※免責期間(保険金をお支払いしない期間):7日間
※てん補期間(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間):1年間

●加入いただける□数

平均月間所得額の範囲内となる口数で加入できます。 (既に加入いただいている方の増口は更新時のみ可能です。)

- ※働いて所得を得ている方が加入できます。
- ※所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。なお、平均月間所得額とは直前12ヵ月における被保険者の所得*2の平均月額のことをいいます。詳細はP27をご覧ください。
- ※「病気・ケガの保険」申込書表紙裏面の [A表] に該当する病気・症状により所得補償の保険金をご請求された場合、保険金をお支払いした日の翌年1月1日以降、所得補償は 継続いただけません。(詳細はP28をご覧ください。)

●1口あたりの月払保険料

満年齢**3	生年月日	1口 (5万円/月)
15~19歳	H13.1.2~H18.1.1生	160円
20~24歳	H 8.1.2~H13.1.1生	220円
25~29歳	H 3.1.2~H 8.1.1生	240円
30~34歳	S61.1.2~H 3.1.1生	290円

満年齢*3	生年月日	1口 (5万円/月)
35~39歳	S56.1.2~S61.1.1生	360円
40~44歳	\$51.1.2~\$56.1.1生	460円
45~49歳	\$46.1.2~\$51.1.1生	540円
50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生	630円

満年齢*3	生年月日	1口 (5万円/月)
55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生	660円
60~64歳	\$31.1.2~\$36.1.1生	690⊨
65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生	1,050円

休職による

給与

収入

「所得補僧

で補えます

ガの

保

この部分は

「医療の補償」や

「がんの補償」

などで補えます

治療費

•

教育費

支出

- *加重平均料率の変更により、一部年齢の保険料が変更となっております。(詳細はP28をご覧ください。)
- ※1 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している必要があります。また、精神障害が原因の場合は補償の対象とはなりません。
- ※2「所得」とは、「申込書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ※3 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)

自転車傷害補償

基本補償Ⅱ

日本国内において、自転車でケガをした場合に保険金をお支払いします。

自転車傷害補償は、被保険者1人が加入すれば、家族も補償の対象となります(補償の対象となる方の詳細は、P17をご確認ください。)。また、補償の対象となる方全員、同じ保険金額で補償されます。

●補償内容および保険金額・月払保険料

補償区	自転車傷害補償	
ケガで入院したら (入院保険金)	1回の事故につき 180日限度*2	6,000円/日
ケガで通院したら (通院保険金)	1回の事故につき 90日限度*3	3,000円/日
事故により死亡したり、後 (死亡保険金・後遺障害保	900万円	
月払係	290円	

自転車事故への備えは家庭賠償責任と

※1 手術の補償はありません。

- ※2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
- ※3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

13

がん専用相談窓口(メディカルアシストサービス)もご利用いただけます! ▶ ▶ ▶

約

基本補償Ⅰ・Ⅱのいずれかに加入いただくと、「家庭賠償責任」、「携行品損害」、「ホールインワン」の補償を追加できます。

尿庭賠償責任

日常生活で、他人にケガをさせたり、他人のもの(借りた物や預かった物(受託品)*1を含む)を壊したりした場合に保険金をお支払いします。 (自動車事故の場合は、補償の対象とはなりません(補償の対象となる事故については、P29 をご確認ください。)。)

「家庭賠償責任」の特徴

- ●被保険者1人が加入すれば、家族も補償の対象となります。 家族の方が個別にご加入いただく必要はありません!(補償の対象となる方の詳細は、P17をご確認ください。)
- ●「弁護士費用付」タイプもラインナップ!(「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」も自動セット!) 日本国内で被害事故に遭ったり、プライバシーの侵害等を被ったりした場合に、その解決のための弁護士費用や法律相談費用をお支払いします。

●補償内容および月払保険料

補償内容		家庭賠償責任 (弁護士費用付)	家庭賠償責任
保険金額	賠償責任 示談交渉サービス付	日本国内:無制限/日本国外:1億円	
体炎亚铁	弁護士費用 ガ 🔭	300万円	_
痴漢被害・冤罪 ヘルプコール		あり	_
月払保険料		220円	100円

● 「家庭賠償責任」に加入されている方の「家庭賠償責任(弁護士費用付)」への切替は 更新時のみ可能ですので、ご注意ください。

痴漢被害・冤罪ヘルプコール

〈弁護士費用付タイプに自動セット〉

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホーム や駅員室等から、その場での対応方法等について弁護士に お電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスはお電話でご相談いただけるものであり、弁護士との 接見および事故現場への駆けつけは対象外となります。
- ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話 等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間 (土日祝日、年末年始を除く) 7:30~9:30 / 17:00~22:00

20120-106-670

示談交渉サービスとは?

賠償事故を起こしてしまった際、賠償金の支払いによる金銭的負担もさることながら、被害者への連絡などによる精神的負担もかかります。 「家庭賠償責任」では、保険会社が被保険者に代わって、被害者との交渉を行いますので、安心です。

※ 示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。国内の事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限定されます。

弁護士費用の補償内容は?

日本国内で、他人からケガを負わされたり物を壊された場合や、名誉・プライバシーの侵害、痴漢*2・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*3等により精神的 苦痛を被った場合*4に、弁護士等に法律相談や相手との交渉等を依頼した際に生じた費用に対し、保険金をお支払いします。

※ SNS (Facebook、Instagram、Twitter、LINEなど)による誹謗中傷も含まれます。

- ※1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細はP30をご確認ください。 ※2 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- ※3 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません
- ※4 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

携行品損害

携行している家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

●補償内容および月払保険料

保険金額	30万円(自己負担:5,000円)	
月払保険料	90円	

日本国内のゴルフ場において、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した 場合に保険金をお支払いします。

- *日本国外のゴルフ場で達成された場合は補償されませんので、ご注意ください。また、 ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
- ●補償内容および月払保険料

	ホールインワン1	ホールインワン2
保険金額	50万円	30万円
月払保険料	260円	160円

ゴルフをされる方は、身体の補償に 3つの特約をセットで用意しましょう!

医療の補償 または

普通傷害

身体の補償 (ケガに対する補償)

または

ゴルファー傷害

0

家庭賠償責任

▶ 賠償事故に対する補償



用品損害に対する補償



ホールインワン
ホールインワンに対する補償

「病気・ケガの保険」に加入の方は、加入内容にかかわらず、以下のサービスを利用いただけます。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で 対応します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談を お受けします。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等を ご案内します。

転院•患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院へ転院される場合等、民間救急車や航空機 特殊搭乗手続き等の一連の手配を承ります。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル ワーカーがお応えします。

24時間365日受付 00.0120-708-110

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や 利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への 対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプロ グラム |をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険 制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 「ホームページアドレス」 www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉 機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢 の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける 事業者をご紹介します。

受付時間(土日祝日・年末年始を除く)

電話介護相談、各種サービス優待紹介:9:00~17:00

90120-428-834

法律)

税務

社会保険

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や、毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律•税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を 24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく 電話でご説明します。

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、 暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

受付時間(土日祝日、年末年始を除く)

- ・法律相談:10:00~18:00 ・社会保険に関する相談:10:00~18:00
- ・税務相談:14:00~16:00 ・暮らしの情報提供 :10:00~16:00

500 0120-285-110

ご注意ください

- 〈各サービス共通〉・ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(配偶者*1・6親等以内の血族または3親等以内の姻族)(以下「サービス提供対象者 | といいます。)からの直接の相談に限ります。 ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。 〈介護アシスト〉・電話介護相談は、医療行為を行うものではありません。
- 「もの忘れチェックプログラム」は、お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。 ・各種サービス優待紹介は、サービス提供対象者に限りご利用いただけます。なお、お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数 を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。また、サービスのご利用にかかる費用は、サービス提
- 供対象者様のご負担となります。 〈メディカルアシスト〉・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用や、実際の転院移送費用は、サービス提供対象者様
- のご負担となります。 ・予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)
- 〈デイリーサポート〉・法律相談、秘務相談は、弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
 ・社会保険に関する相談は、社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、東京海上日動火災保険株式会社のグループ会社・提携会社の担当者が、「お名前 | 「ご連絡先 | 「団体名 | 等を確認させていただきますのでご了承願います。

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求は

最寄りの三菱電機保険サービスまたは、

東京海上日動安心110番(事故受付センター)へ、 ご連絡ください。

東京海上日動安心110番 0120-720-110

「病気・ケガの保険」ご加入時のご注意点

- ●申込書の記載内容に誤りがないか、必ずチェックしてください。
- (申込書は2020年6月12日時点の加入内容にて作成しており、その後の契約内容変更は反映しておりません。契約内容変更がありました場合には更新後の契約にも反映されます。)
- ●申込書の「お客様控」は必ずお手元に保管ください。ご加入後、加入内容を証する「加入者票」を2021年2月中にお送りします。記載に誤りがないか必ず ご確認ください。
- ●申込書提出期限は2020年10月9日です。提出期限に間に合わなかった場合には保険期間中途からのご加入として取り扱わせていただく事があります。
- ●ご加入・ご更新に当たっては申込書記載の「ご加入時の同意内容について」を必ずご一読ください
- ●保険加入にあたっては各種告知が必要になります。告知内容によっては引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いだだく場合、ご加入を お断りする場合がありますので予めご注意ください。
- ●告知はお客様で自身*がありのままにで記入ください。告知の内容が正しくないと、で加入が解除され保険金がお受け取りいただけない場合があります。 ※原則、被保険者(保険の対象となる方)で自身が正確にで記入ください。(詳細はP31をで確認ください。)
- ●補償内容を拡大される場合などの告知内容が不正確である事が判明した場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
- ●保険料は2021年3月給与以降、12カ月の引去りとなります。(ご退職者の方は2021年4月以降の口座引落としとなります。) なお2ヵ月連続して保険料が未納の場合は通知をもってご加入が解除となります。
- ●過去の保険金請求内容等から更新してのご加入をお断りする場合やご加入内容を制限する場合があります。予めご承知置きください。
- ●保険始期時点(2021年1月1日)もしくは中途加入日時点で既に発生しているケガ・病気につきましては補償対象外となります。

「病気・ケガの保険」ご加入条件

■加入者(=加入の申し込みを行い、保険料負担をする方)

三菱電機(株)およびその系列会社の役員・従業員・退職者*であれば加入者となれます(対象となる系列会社については三菱電機保険サービスへで確認ください)。ただし、保険種目によっては、年齢その他の条件によりで加入いただくことが出来ない場合がありますのでで了承ください。 ※退職後のご継続には一定の条件があります。詳細は三菱電機保険サービスにお問い合わせください。また、新規加入は在職の方に限ります。

■被保険者(=保険の対象となる方)

保険の対象となる方(本人としてご加入いただける方)は、下記の範囲に該当し、かつ、 申込書等に「保険の対象となる方(被保険者)本人」として記載された方をいいます。

- ●医療の補償、ケガの補償、介護補償、がんの補償、所得補償:本人、配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹、本人と同居の親族*2(配偶者*1・子供・両親・兄弟姉妹(右の図で点線で囲まれた方)は、加入者本人と同居であることは問いませんが、その他の親族*2については、加入者本人との同居が条件になります。(右の図は「被保険者本人となれる方の範囲」の主な方々となります。))
- *医療の補償、がんの補償については、年齢*3が0歳*4以上69歳以下(更新の場合は89歳以下)の方に限ります。
- *介護補償については、年齢*3が15歳以上84歳以下(更新の場合は89歳以下)の 方に限ります。
- *所得補償については、年齢*3が15歳以上69歳以下の方に限ります。
- ●自転車傷害補償:本人、配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹(右の図で点線で囲まれた方で、加入者本人と同居であることは問いません。)

■補償の対象となる方

- ●医療の補償、ケガの補償、介護補償、がんの補償、所得補償、携行品損害、ホールインワン:被保険者本人(以下「本人」)
- ●自転車傷害補償、家庭賠償責任:本人、配偶者*1、本人または配偶者*1の同居の親族*2、本人または配偶者*1の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことを言います。)の子
- *続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の時におけるものを言います。
- *家庭賠償責任における加害事故において、本人が未成年者または前記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する加害事故に限ります。)。
- ※1 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります(婚約とは異なります。)。
 - a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 ※2 親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族を指します。
- ※3 2021年1月1日の満年齢をいいます。
- ※4 2021年1月2日以降に生まれた子供も含みます。

■保険責任は2021年1月1日午後4時に始まります。(保険期間:2021年1月1日午後4時~2022年1月1日午後4時まで1年間)

保険責任開始日(保険始期: 2021年1月1日。中途加入される方については中途加入日)より前に発病**した疾病や事故によるケガについては保険金支払の対象となりません。**2また申込日から保険始期までに発病・受傷した場合も保険金支払対象とはなりません。
更新してご加入いただいているお客様の場合、初年度の保険責任開始日以降に発病した疾病・ケガについては保険金支払の対象となります。

例 新規に2021/1/1より「病気・ケガの保険」に加入。2020/12/28に発病し、2021/1/3に入院した。



この入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

祖父母

兄弟姉妹

祖父母

父母

配偶者

孫

甥•姪

配偶者

- ※1 医師等の診断によります。ただし、先天性異常については医師等の診断により、はじめて発見された時をいいます。
- ※2 その原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- (注) 医療の補償、介護補償、所得補償については、入院、就業不能等が、この保険契約が更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます)の支払責任の開始時にすでに被っている病気・症状やケガによるものであっても、その入院(医療)、就業不能(所得補償)等が初年度契約の支払責任の開始後1年を経過したあとに開始した場合は、保険金をお支払いできる可能性がございます。上記ケースに該当される方は、最寄りの三菱電機保険サービスまたは引受保険会社までご連絡くださいますようお願いいたします。 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能については、保険金のお支払いの対象となりません。

CONTENTS

いのちの保険

確認事項	•••••	19

	_	
●契約概要·注意喚起情報	弱2	21

病気・ケガの保険

■補償の内容(詳細)

医療の補償 23
ケガの補償25
介護補償25
がんの補償26
所得補償 ······ 27
自転車傷害補償 ······ 28
家庭賠償責任 ······29
隽行品損害 30
ホールインワン30

確認事項 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

加入資格

- 本 人…・役員および従業員(再雇用者含む)で申込書記載の告知内容に 該当し、2021年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月ま での方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
- ・本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2021年1月1日 現在満15歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方(継続の場合は 満75歳6ヵ月までの方)
- こども……本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、 子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、 2021年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

配偶者・こどもについて

- ◎配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ◎配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。また、本人と しての加入資格がある方が、配偶者・こどもとの重複加入はできません。
- ◎本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた 場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も 配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ◎こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入と なります。

受取人について

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が 指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の 受取人は被保険者です

死亡保険金の受取人として個人指定されている場合で、その指定された方が 亡くなっている場合は、被保険者の配偶者・子(子が死亡している場合には、 その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位(約款順位)に従います。

告知内容

●本 人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を 制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または 医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷 の制限などを指示されている場合をいいます。

●配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中では ありません。

- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)まで の期間をいいます。

●本人・配偶者・こども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して 14日以上の入院をしたことはありません。

〈別表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、 てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、 心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、 肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払い できない場合があります。

保険期間

1年間(2021年1月1日~2021年12月31日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月 の月末までの保障となります。但し、保険料の払込みが条件となります。 ※①保険期間中の減額はお取扱いできません。②退職・死亡等の被保険者 としての資格を失う事由以外での保険期間中の脱退は原則お取扱いでき ません。

保険料

保険料は、毎月の給料から差引きます。(初回は1月分給料から)

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として加入者 (保険年度期末である12月31日有効被保険者)に3月(予定)、還付されます。 なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額に よって決定されます。

保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は、加入日(*) 以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険 期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病に よりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に 介護を要するもの
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失った **\$**\D
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失った もの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか またはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (※)「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、 および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、 常に他人の介護を要する状態をいいます。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等の ご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/ index.html) をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載して おり、今後変更の可能性があります。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込み いただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその

- 被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、または ご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務 違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約の その被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年 経過後にも取消しとなることがあります。)
- ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、または ご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致を したときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた ときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に 対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害 によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかった ときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減 してお支払いすることがあります。)

2. 高度障害保険金について

-)被保険者の故意によるとき
- 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減 してお支払いすることがあります。)

年金払特約

1. 年金の種類と型

- ●年金支払期間は、支払請求時に5、10、15、20、25年の内から選択いただき
- また配偶者の年金も選択いただけます。(逓増型確定年金です。) ●基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率複利3%)

2. 配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人

- ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更は
- ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金 現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い

- ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回受け取りです。ただし、年金年額が 36万円未満の場合は年1回となります
- ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(1日)です。
- ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出が あった場合は、未払年金現価をお支払いします。

5. 年金払の対象となる保険金

●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、その全額が 100万円未満の場合または年金年額が12万円未満の場合はお取り扱い

税法上の注意

- ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対 象となります
- ●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ●本人が受け取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が 課税されることがありますのでご注意ください。
- ●高度障害保険金は非課税です。
- ●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除が あります。

年金原資 雑所得=基本年金年額+増加年金年額-基本年金年額×-年金支給総額

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 ●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険 契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社に ご請求ください。

- ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無い と、消滅しますのでご注意ください
- ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ 事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合 にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに 保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知 ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が 通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受 会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、 お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたし ません。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。昨年度と同額継続 する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出が ない場合も、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。

※ただし保険料は毎年の更新の都度算出し変更します。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない 場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前 どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・ 年齢により算出し変更します。

加入時および内容変更時のご注意点

- ●加入する内容について相談を希望される方は最寄りの三菱電機保険サービスへお問い合せください。
- ●所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。昨年度と同額継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
- また、申込書の提出がない場合も、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。
- ●申込締切日2020年10月9日までの日付けで申込日(告知日)をご記入ください。
- ●申込印兼確認印兼告知印は鮮明に押印ください。なお、脱退・減額・変更の場合(保険金額以外の変更、例:保険金受取人の変更も含みます)も押印は必要となります。 ●申込締切日以降の減額、および退職・死亡等以外での脱退は原則できません。
- ●保険料は、毎年の更新の都度、算出し変更します。

<保険金額について>

- ●パンフレット記載の金額からご選択ください。
- ●配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額と同額以下としてください(本人が脱退する場合、配偶者・こどもも自動的に脱退となります)。

<死亡保険金受取人について>

- ●死亡保険金受取人指定方法は、次の①②いずれかになります。
- ①「1」~「7」までのコードによる指定(それぞれ被保険者死亡時の該当者とします。なお、該当者が複数の場合、保険金分割割合は均等とします。)
- ②具体的に1名のみ氏名で選択(コードは「9」になります)。なお、1名選択する場合、保険金受取人は、2親等以内でご指定ください。

個人情報に関する取扱いについて〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、 契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、 本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・ 関係会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、 契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険 会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険 会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp)をご参照ください。

死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込み にあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は 被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受 金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

[引受会社]明治安田生命保険相互会社(事務幹事)/日本生命保険相互会社/住友生命保険相互会社/第一生命保険株式会社/ 太陽生命保険株式会社/富国生命保険相互会社/大同生命保険株式会社

登録番号 MY-A-20-団-004145

0

の

保

険

契約概要•注意喚起情報【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認 いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注 意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載しています ので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細 につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照 ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情 報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・ 保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっている か、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

●商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を 保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等の お支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

1,10,10,10,000						
制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由		
いのちの保険	P19	P19	P7	P19		

3配当金

「いのちの保険」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金 が牛じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返戻金

「いのちの保険」は、脱退(解約)による返戻金はありません。

6引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、「いのちの保険」は本パンフレット記載の複数 の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険 相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を 行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額に より保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社 等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を 「増額日」と読み替えます。

● お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリ ング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入 日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフ レット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのまま にお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼 告知書で当社がおたずねすることについて、事実のあ りのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込 みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお 話しされても告知していただいたことにはなりませ んので、申込書兼告知書における告知内容をご確認の うえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」と してご契約が解除され保険金をお支払いできないこ ともあります。

3 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会 社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の 保険期間の始期からご契約上の責任を負います。

この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*) といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は 申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)と は異なります。

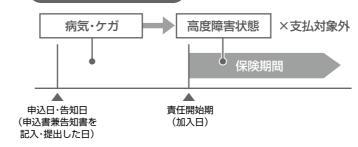
新規加入の例 保障はありません ------申込日·告知日 責任開始期 (申込書兼告知書を (加入日) 記入・提出した日)

■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会 社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始 させるような代理権がありません。

④保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因 とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原 則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- ■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に 被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできま せん。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合について は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。 いのちの保険 P19

6 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機 構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員であ る生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構によ り、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、 この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等 が削減されることがあります。詳細については、保護機構 までお問い合わせください。

(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等 に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社 (事務幹事会社)

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付期間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険 協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」で し は、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により 生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受 けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置 し、電話にてお受けしております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生 命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間 で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関 として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約 者等の正当な利益の保護を図っております。

② 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由 で行なっていただきますので、保険金・給付金などの お支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性が あると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等 についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓 口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加 入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金な どのお支払事由に該当することがありますので、十 分にご確認ください。

約款 原因 保険金の種類

疾病入院

入院

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、P9-15をご確認ください。 ※詳細は、東京海上日動火災ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)に掲載の『ご契約のしおり(約款)』(団体総合生活保険2020年 10月1日~始期契約)をご確認ください。

【医療の補償】

【約款構成】 ①医療補償基本特約+②総合先進医療特約+③退院後通院保険金特約(傷害不担保特約(退院後通院保険金用)付帯)+④傷害補償基本特約(天災危険補償特約 (傷害用)付帯)+⑤成人病追加支払特約+⑥特定疾患保険金特約+⑦三大疾病・重度傷害一時金特約+⑧葬祭費用補償特約(医療用)

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。 この補償については、葬祭費用補償特約(医療用)を除き、死亡に対する補償はありません。保険金支払いの対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体 障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

> 保険金をお支払いする主な場合 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合

> ▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、

保険金をお支払いしない主な場合

・地震・噴火またはこれらによる

津波によって生じた病気や

			院(病気)	疾病入院 保険金	▶疾病人院保険金日額に人院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の人院についく、疾病入院保険金支払限度日数*1を限度とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。	津波によっ(生じた病気やケガ*?(「通院(ケガ)」を除きます。)・保険の対象となる方の故意		
医療の補償			入院(ケガ)	傷害入院 保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、 傷害入院保険金支払限度日数*1を限度とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複しては お支払いできません。	または 重大な過失 によって 生じた病気やケガ*8 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病 気やケガ(その方が受け取る		
		1	手術(病気)	疾病手術 保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の 算定対象として列挙されている手術*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・重大手術(詳細はP24を参照) :疾病入院保険金日額の40倍 ・上記以外の入院中の手術 :疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の入院を伴わない手術 :疾病入院保険金日額の5倍	べき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気		
			手術(ケガ)	傷害手術 保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の 算定対象として列挙されている手術*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・重大手術(詳細はP24を参照) : 傷害入院保険金日額の40倍 ・上記以外の入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の入院を伴わない手術 : 傷害入院保険金日額の5倍	やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気や		
	主契約		放射線治療(病気・ケガ)	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*3を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。	ケガ ・アルコール依存および薬物 依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学 的他覚所見のないもの		
		3	(病気・ケガ)	進べ 医ケ	(病 進気・	総合先進医療 基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療(詳細はP24を参照)を受けられた場合(被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*⁴について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。	・この保険契約が継続されて きた最初の保険契約(初年度 契約といいます。)の保険始 期時点で、既に被っている症 気やケガ*9*10
					総合先進医療 一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。	気やケガンがある(「通院(ケガ)」のみ〉・脳疾患、疾病または心神喪失に	
			通院(病気)	退院後 通院保険金	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ●入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	よって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを 治療する場合を除きます。) によって生じたケガ		
			通院(ケガ)	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金を重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	・自動車等の乗用具を用いて 競技、試運転、競技場でのフ リー走行等を行っている間 に生じた事故によって被った ケガ ・ピッケル等の登山用具を使用 する山岳登はん、ハンググラ イダー搭乗等の危険な運動等		
	生活習	(5)	(生活習慣病)	成人病 入院保険金	成人病(悪性新生物(がん)*6、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)によって医師等の 治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*1を限度とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は 重複してはお支払いできません。	を行っている間に生じた事故 によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、 自転車競争選手、猛獣取扱者、 プロボクサー等の危険な職業		
	慣病特約		手術·放射線治療 (生活習慣病)	成人病 手術保険金 ・ 成人病 放射線治療 保険金	成人病(悪性新生物(がん)*6、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*2や放射線治療*3を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術 ・成人病手術保険金・入院を伴わない手術 ・成人病所が保険金・入院を伴わない手術 ・成人病放射線治療保険金 ・疾病入院保険金日額の10倍	に従事している間に生じた 事故によって被ったケガ 等		

		約款	原因	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
生活習慣病特約		6	特定疾患	特定疾患保険金	所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された受給者証等の有効期間中に、その治療のため入院を開始された場合 ▶疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。なお、所定の特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業にあいて」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている以下の疾患となります。 ベーチェット病/多発性硬化症/重症筋無力症/全身性エリテマトーデス/スモン/再生不良性貧血/サルコイドーシス/筋萎縮性側索硬化症/強皮症/皮膚筋炎および多発性筋炎/特発性血小板減少性紫斑病/結節性動脈周囲炎/潰瘍性大腸炎/大動脈炎症候群/ビュルガー病/天疱瘡/脊髄・小脳変性症/クローン病/難治性の肝炎のうち劇症肝炎/悪性関節リウマチ/パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺(ひ)、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)/アミロイドーシス/後縦靱(じん)帯骨化症/ハンチントン病/モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)/ウェゲナー肉芽腫症/特発性拡張型(うっ血型)心筋症/多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)/表皮水疱(ほう)症(接合部型および栄養障害型)/膿疱(のうほう性乾癬(せん)/広範脊柱管狭窄(さく)症/原発性免疫不全症候群/特発性間質性肺炎/網膜色素変性症/プリオン病/肺動脈性肺高血圧症/神経線維腫症/亜急性硬化性全脳炎/バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群/慢性血栓塞栓性肺高血圧症/ライソゾーム病/副腎白質ジストロフィー/家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/肥大型心筋症/拘束型心筋症/トコンドリア病/リンパ脈管筋腫症(LAM)/重症多形渗(しん)出性紅斑(急性期/角を靭(じん)滞骨化症/間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)	(P23医療の補償「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
医療の補償	重度入院特約	•	重度入院	三大疾病• 重度傷害 一時金	病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物(がん)*6と診断確定***** ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓** ² 損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓** ² 損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓** ² 損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓** ² ものと以前に診断確定されていた。ときは、保険金をお支払いできません。 ※症状や治療内容によりお支払いできません。 ※症状や治療内容により複数の保険金支払事由に該当した場合には、同一保険期間中に上記①~⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	
	葬祭費用特約	8	葬祭	葬祭費用 保険金	病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。	

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ●入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ●退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)
- i.がん*°に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ii. 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 iii. 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への 開胸・開腹術 iv. 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術
- ※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療でとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。)。なお、療養*13を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*13は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。
- ※ 重度入院特約における「脳挫傷」は、その治療を直接の目的として開頭術を伴う手術を行ったものに限り、慢性硬膜下血腫は除きます。

※ 重度入院特約における「内臓**□損傷」は、その治療を直接の目的として開胸術または開腹術を伴う手術を行ったものに限ります。

【総合先進医療特約における粒子線治療*14費用のお支払いについて】

総合先進医療特別のお支払いの対象となる粒子線治療*14について、一定の条件*15を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ、粒子線治療*14にかかる技術料 相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡 ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。なお、変更・中止となる場合があります。

- *11回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数(本契約では60日)のことをいいます。
- *2傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*162種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ 保険金をお支払いします。
- *3 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
- *4次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
 - i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
 - iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用
- *5 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。
- *6 補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の 補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内 新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。
- *7該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支
- *8 葬祭費用補償特約(医療用)についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。

病気・ケガの保険(団体総合生活保険)

- *9 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの 対象となります(原因が「通院(ケガ)」の場合を除きます。)。
- *10 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- *11 病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
- *12「内臓」とは、心臓、肺、胃、腸、肝臓、膵臓、脾臓、腎臓、膀胱をいいます。
- *13次のいずれかに該当するものをいいます。
 - i.診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
- *14「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *15「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ●責任開始日から1年以上継続してご加入いただいてること ●粒子線治療*1増開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
- *16「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【ケガの補償】

【普通傷害】傷害補償基本特約+天災危険補償特約(傷害用)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*¹をした場合に保険金をお支払いします。

【交通事故傷害】傷害補償基本特約+交通事故傷害危険のみ補償特約

「交通事故等*2」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

【ゴルファー傷害】傷害補償基本特約+ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*3中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合 に保険金をお支払いします。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当 する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	原因	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院(ケガ)	入院	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を
ı	手術(ケガ)	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*4または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*5	除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を 行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等 〈「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされていない場合のみ〉
ケガの補償	通院(ケガ)	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払い します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の 通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院 した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が 支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複 してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等 によりギプス等*6を常時装着した日数についても、「通院した日数」に 含みます。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー 搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被った ケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロ ボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって 被ったケガ (「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合のみ〉 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロブレーン等に搭乗して いる間に生じた事故によってなったケガ ・戦務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をして いる間のその作業によるケガ
ı	死亡(ケガ)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
	後遺障害	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ等

- ※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。)。なお、療養**を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になって いる療養*8は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。
- *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、靴ずれ、車酔い、テニス肩のような 急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。 *2「交通事故等」とは以下のものをいいます。
- ●運行中の交通乗用具*⁷との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具*⁷に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具*7の火災による事故 等
- *3 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *4傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- **5 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
 **6 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。
- *7 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。
- *8次のいずれかに該当するものをいいます。
- i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療

【 介 護 補 償 】 介護補償基本特約+所定の要介護状態(要介護3用)の追加補償特約

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、 東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ●所定の要介護状態であることを医師等により診断された場合において、その状態が、診断された日からその日を含めて90日を超えて継続した場合
が護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。 ※2017年1月1日始期契約の「親介護補償特約」や、2018年1月1日始期契約の「介護補償」に加入してからもいされ、そのままの内容で更新されている場合は、保険期間中に「●公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合」に該当した場合のみ保険金をお支払いします。

- 保険金をお支払いしない主な場合 ・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*
- の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- 金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が 取るべき金額部分)
- の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護
- 語運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- 、、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた
- 、コール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- 性疾患によって生じた要介護状態
- 的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- 保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の 始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3
- ※「所定の要介護状態」とは、以下の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。
- ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を 洗うこと)ができない。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為)も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること

・下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)
食事	自分では食事を摂取することができない。(小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含む。)

- ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。
- ア. ひどい物忘れがある。
- イ. まわりのことに関心を示さないことがある。
- ウ. 物を盗られた等と被害的になることがある。
- エ. 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- オ. 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
- カ. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- キ. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- ク. 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
- ケ. 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
- コ. 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 サ. 介護者の助言や介護に抵抗することがある。

- シ. 目的もなく動き回ることがある。
- ス. 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
- セ. 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
- ソ. 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
- タ. いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
- チ. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- ツ. 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- テ. 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
- ト. 食べられないものを口に入れることがある。
- ナ. 周囲が迷惑している性的行動がある。
- *1該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減して お支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、 保険金のお支払いの対象となります。
- *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

【がんの補償】 がん補償基本特約(がん診断保険金)+がん患者申出療養特約(がん用)

保険の対象となる方ががん*1と診断確定*2された場合や、その治療のため患者申出療養*3を受けた場合(介護療養型医療施設または介護医療院における患者 申出療養*3を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。がん*'と診断確定*2されたときに、がん*'以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*'の病状が重大となった場合は、 東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
がんの補償	がん診断 保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。	・診断確定された時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期より前に発症したがん*4・支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内にがんと診断確定された揚合

25 保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
がんの補償	がん患者申出 療養保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*³を受けられた場合 ▶患者申出療養*³にかかわる技術料*⁵について保険金をお支払いします。ただし、保険 期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。	・診断確定された時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期より前に発症したがん*4

- *1補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」および「国際疾病分類 - 腫瘍学 (NCC監修) 第3版 (2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫 および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
- なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類ー腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新 生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。
- *2 病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
- *3「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または 診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。)。なお、療養*6を受けた日現在、公的医療保険 制度の給付対象になっている療養*6は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。
- *4 ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできませんにの場合、お支払い いただいた保険料を返還できないことがあります。)。
- *5次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
 - i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ii.評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用
- *6次のいずれかに該当するものをいいます。
 - i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療

保険料の改定について

引受保険会社の料率改定により、2021年1月1日更新の契約から保険料が変更となります(変更とならない年齢・口数もあります。)。

		保険	幹料			保険料			保険料					
満年齢	改定	前	改定	後	満年齢	改5	E前	改定	E後	満年齢	改定	È前	改定	E後
	1 🗆	2 🗆	1 🗆	2□		1 🗆	2 🗆	1 🗆	2□		1 🗆	2	1 🗆	2□
0~4歳	40円	70円	40円	80円	30~34歳	80円	150円	90円	170円	60~64歳	790円	1,580円	890円	1,770円
5~9歳	50円	80円	50円	90円	35~39歳	110円	220円	130円	240円	65~69歳	1,060円	2,100円	1,180円	2,350円
10~14歳	60円	120円	70円	130円	40~44歳	160円	310円	180円	350円	70~74歳	1,310円	2,610円	1,460円	2,920円
15~19歳	50円	90円	60円	100円	45~49歳	220円	430円	250円	480円	75~79歳	1,580円	3,150円	1,760円	3,520円
20~24歳	30円	50円	30円	60円	50~54歳	350円	700円	400円	780円	80~84歳	1,850円	3,690円	2,070円	4,130円
25~29歳	50円	100円	60円	110円	55~59歳	550円	1,090円	610円	1,220円	85~89歳	2,120円	4,220円	2,360円	4,720円

【所得補償】 所得補償基本特約

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*¹に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

むだし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、 東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償	所得補償 保険金	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が 継続して免責期間(7日)*2を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*3を乗じた額を お支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得 額*4を上回っている場合には、その上回る部分については 保険金をお支払いできません。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能・妊娠または出産による就業不能・無案、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*5を原因として生じた就業不能・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険対期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能・ごの保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能・6*7・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能・等

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を 十分ご確認ください。
- ※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院して いる)ことにより、申込書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*8をいいます。
- ※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄 幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- *1骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。
- *2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)。27

- *3「てん補期間*9内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた 場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- *4免責期間*2が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*10の平均月額をいいます。
- *5 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。
- *6 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金の お支払いの対象となります。
- *7 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- *8 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した 場合等は、終日従事できない状能とはいいません。
- *9同一の病気やケガによる就業不能*1'(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*2終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年になります。
- *10「申込書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を **免れる金額」を控除したものをいいます。**
- *11 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び 就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

下表に該当する病気・症状により所得補償の保険金をご請求された場合、保険金をお支払いした日の翌年1月1日以降、所得補償は継続いただけませんので、ご了承ください。

悪性新生物	・がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ・上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	・脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ・心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ・動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)
消化器系の病気・症状	・胃潰瘍 ・十二指腸潰瘍 ・肝炎(A型肝炎をのぞく) ・肝硬変 ・慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	・ぜんそく(気管支喘息) (プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合)・慢性気管支炎・肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	・腎不全 ・腎硬化症 ・慢性腎炎 ・ネフローゼ
眼の病気・症状	・眼底出血 ・網膜の病気
その他の病気・症状	・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ・結核 ・免疫不全症 ・メニエール病 ・認知症(アルツハイマー病を含む) ・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ・膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む)・厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

保険料の改定について

加重平均料率の変更により、2021年1月1日更新の契約から以下の年齢における保険料が変更となります。

満年齢	1□あたりの保険料		満年齢	1口あた!	」の保険料		満年齢	1□あたり	の保険料
/四十一图7	改定前	改定後	/四十一郡	改定前	改定後		/四 十 断	改定前	改定後
15~19歳	140円	160円	25~29歳	230円	240円		65~69歳	1,040円	1,050円
			· · ·	•		-			

【**自転車傷害補償**】 傷害補償基本特約+自転車事故傷害危険のみ補償特約+手術保険金不担保特約(傷害用)

日本国内において、自転車事故*1によりケガ*2をされた場合に次の保険金をお支払いします。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当 する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	原因	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	入院(ケガ)	入院保険金	(P25ケガの補償「保険金をお支払いする主な場合」と同じ)	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
1	日転車値(ケガ)	通院保険金		・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって 生じたケガ
	死亡(ケガ)	死亡保険金		・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・以下のいずれかに該当する間に生じた事故によって被ったケガ ①自転車を用いて競技等*3をしている間(ただし、③に該当する場合を除き、自転車を用いて 道路上で競技等*3をしている間を除きます。) ②自転車を用いて競技等*3をでうことを目的とする場所において、競技等*3に準ずる方法 または態様により自転車を使用している間(ただし、③に該当する場合を除き、道路上で
	後遺障害	後遺障害保険金		または態様により自転車を使用している間(だたし、③に該当する場合を除さ、道路上で 競技等*3に準ずる方法または態様により自転車を使用している間を除きます。) ③法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技 等*3をしている間または競技等*3に準ずる方法もしくは態様により自転車を使用している間 等

- ※「自転車」とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。) およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
- ※被保険者は、ご本人の他、次のとおりとなります(続柄は傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。)。
- ●ご本人の配偶者*4●ご本人またはその配偶者*4の同居の親族*5●ご本人またはその配偶者*4の別居の未婚*6のお子様
- *1「自転車事故」とは以下のものをいいます。
- ●自転車に搭乗しているときの事故 ●自転車に搭乗していないときの運行中の自転車との衝突、接触等による交通事故
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、靴ずれ、車酔い、テニス肩のような 急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- *3「競技等」とは、競技、競争、興業*7、訓練または試運転*8をいいます。
- *4「配偶者」とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の 実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります(婚約とは異なります。)。 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。) b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *5「親族」とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- *6「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *7いずれもそのための練習を含みます。
- *8性能試験を目的とする運転をいいます。

【家庭賠償責任】 個人賠償責任補償特約+弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

偶然な事故に起因して他人の身体や財物を害したことにより被る損害賠償に対して保険金をお支払いします。

	原因	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
家庭賠	加害事故	個人賠償責任保険金	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●面内で受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※P30の〈別表〉に記載したものは受託品には含まれません。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 〈「加書事故」のみ〉 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*10)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*11の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*12または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の治験となる方が被る損害 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の電気のまたは機械的事故 ■受託品の電気のまたは機械的事故 ■対策または横領 ■風、雨・雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
	被害事故	弁護士費用等保険金	国内における以下のような事由について、保険金の受取人*2が弁護士等*3への委任を行ったことにより弁護士費用を負担した場合または弁護士等*4に法律相談したことにより法律相談費用を負担した場合 ●保険の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)により、身体の障害*5または財物の損壊等*6を被った場合 ●保険の対象となる方が、不当行為による自由、名誉、ブライバシーまたは肖像権の侵害を受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*7 ●保険の対象となる方が、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*7 ▶1つの原因事故*8について300万円を限度に保険金をお支払いします*9。 **弁護士等*4への委任や法律相談および弁護士等*4への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。	■関、別、雪、雹(じょう)、砂塵(さしん) 寺の吹き込みや浸み込みまたは漏人 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 「被害事故」のみ〉 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為**4、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*5、財物の損壊等**6または精神的苦痛 ・波体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*5、財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*・労働災害により生じた身体の障害*5または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*5。 石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*5、財物の損壊等*・または精神的苦痛・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*5、財物の損壊等*・または精神的苦痛・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*5、財物の損壊等*・または精神的苦痛・緩液が見てに関する精神的苦痛・緩強の対象となる方または賠償義務者*15の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*5または財物の損壊等*6、保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*16、父母もしくはお子様が賠償義務者*15である場合

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- *2 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*16、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- *3 弁護士または司法書士をいいます。
- *4弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *5 病気またはケガをいいます。
- *6 損壊または盗取をいいます。
- *7 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
- *8 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *9弁護士等*3への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額に消費税の額を加えた額の範囲内で保険金をお支払いします。
- *10 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導**ワーに生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- *11 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- *12 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- *13 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- *14 保険金のお支払い対象となる原因事故*8による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- *15 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- *16「配偶者」とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の 実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります(婚約とは異なります。)。 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。) b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *17 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【携行品損害】 携行品特約

住宅から一時的に持ち出された家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※P30の〈別表〉に記載したものは補償の対象となりません。

【ホールインワン】 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内において、ホールインワン・アルバトロスを達成により発生した費用に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン アルバトロス 費用保険金 フン	- 「公式頭技の場合は、同性頭技者よどは同性ネヤナイキ"(のいすれかか日撃しだホールイノ)	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホール インワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*¹およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書 または映像等のうち、東京海上日動が求める全てのもののご提出が必要となります。

*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。 ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

〈別表〉『家庭賠償責任』の「受託品」および『携行品損害』の「携行品」に含まれないもの

	対象物	受託品	携行品
1	車両*1、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品	•	•
2	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、 ラジコン模型およびこれらの付属品	•	•
3	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式 電子事務機器およびこれらの付属品	•	•
4	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物	•	•
(5)	預貯金証書、手形その他の有価証券*²、印紙、切手、プリペイド カード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの	•	•
6	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物	•	•
7	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物	•	•
8	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物	•	•

		対象物	受託品	携行品
1	9	動物、植物等の生物	•	•
	10	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物	•	•
	11)	鉄道、船舶、飛行機の乗車船券、航空券*3、宿泊券、観光券または旅行券	•	ı
	12	通貨または小切手	•	ı
	13	貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物	•	ĺ
	14)	不動産*4	•	ı
	15)	門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物	•	١
	16	データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物	•	•
	17)	ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産*5	•	1
]	18	受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物	•	_
	19	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等	_	•

- ※ ●印を付したものが、「受託品」「携行品」それぞれに含まれないものです。
- *1自動車、原動機付自転車*6、軽車両*7、トロリーバス、ゴルフカートおよび鉄道車両をいいます。
- *2『携行品損害』では小切手を含みません。
- *3 定期券を除きます。
- *4畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。
- *5セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。 *6 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- *7 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両にけん牽引され、かつ、レールによらないで運転する車*8であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補
- 助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
- *8レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

32

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

マークのご説明

保険商品の内容を ご理解いただくための事項

ご加入に際してお客様にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則と してご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる 団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2.基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複する ことがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場 合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●家庭賠償責任 ●携行品損害 ●ホールインワン ●葬祭費用

- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、 補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定 契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 がんの補償、介護補償、所得補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

「所得補償]

所得補償の保険金額は、平均月間所得額*1以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*1を 上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
- *2 所得補償の場合は、「申込書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られ る収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金 お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1)保険料の決定の仕組み 契約概要
- 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事 由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ② 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合 ④ ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
- ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。 ※医療の補償、がんの補償、介護補償、所得補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等
- によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきまし ては、後記「Ⅱ-1告知義務 | をご確認ください。
- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけな い場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があり ます。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご確認ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。 お引受けする補償ごとの告知事項はP32をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更としてP32の 補償を追加する場合も同様に、変更時点でのP32の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	医療の補償 がんの補償	ケガの補償	介護補償	所得補償
生年月日	*	_	*	*
性別	*	_	_	_
職業・職務*1	☆ *2	☆ *3	_	☆
健康状態告知*4	*	_	*	*

※すべての補償について「他の保険契約等*5」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

[医療の補償・がんの補償・介護補償・所得補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

プログラグである。 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と 同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、 現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。 なお、被保険者が満15歳未満の場合は、親権者等*6の代表者1名が親権者等*6全員の合意を得たうえでご回答ください。その場合は、回答を行った方が 被保険者名の記入とご自身の署名を行ってください。

また、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と 同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象と なる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、 その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受け することもあります。)

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*8 から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*9

- ●責任開始日*8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*10(ただし、「保険金の支払事由の 発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないこと があります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

- (例) 「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
- ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 医療の補償(充実・ワイド・基本・Aタイプ)にご加入の方は、告知事項・通知事項となります。
- *3 交通事故傷害、ゴルファー傷害、自転車事故傷害の場合は、告知事項・通知事項とはなりません。
- *4 新たにご加入される場合、または補償内容をアップされる場合のみとなります。 *5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、 そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- *6 親権者・後見人・保佐人・補助人をいいます。
- *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態に ある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります(婚約とは異なります。)。 a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
- b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- *8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

2.クーリングオフ 注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人 注意喚起情報

[ケガの補償・自転車傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いしま す。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対 し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載 のお問い合わせ先までお申し出ください。

[がんの補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

- *1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。
- *2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方 ご自身となります。)。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等 注意喚起情報

病気・ケガの保険(団体総合生活保険)

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、 ☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1告知義務[告知事項・通知事項一覧]」を ご確認ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補僧

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡 のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、 脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ 先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わ せ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「申込書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得·事業所得·雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業 不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

2.解約されるとき 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*!することがあります。返還または請求する保険料 の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。 ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約 注意喚起情報

医療の補償・ケガの補償・がんの補償・介護補償・所得補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約 できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象と なる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4.満期を迎えるとき 契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補僧

保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

- 上記以外の補償共通
- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更 新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

「更新後契約の保険料」

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることが あります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

医療の補償・所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべ ての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知 の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

医療の補償・がんの補償・介護補償・所得補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容を アップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除 する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。また、過去に病気やケガをされたことがある場合、補償対象外と なる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただく場合があります(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、 補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございま したら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の 補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新申込書等記載の内容]

更新申込書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願 いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますよう お願いいたします。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新申込書等 記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い 注意喚起情報

- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契 約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等 を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業 法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関 する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引き受けの判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者 及びご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するた め、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害 保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●ケガの補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険 の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ●がんの補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保 険金受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除するこ とができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等 注意喚起情報

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償內容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療の補償、介護補償、がんの補償、所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を 下回ることがあります。
ケガの補償、自転車傷害補償、 家庭賠償責任、携行品損害、ホールインワン	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る 保険金については100%)まで補償されます。

4.その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と 有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、 パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入 者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5.事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、医療の補償・がんの補償・所得補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先 までご連絡ください
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類 ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度 治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては弊社の指定した 医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。) ・高額療養費制度による給付額が支給額が確認できる書類 ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 ・弊社の定める就業不能状況記入書 ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類 ・附加給付の ・弊社が保険金を支払うために 必要な事項の確認を行うための同意書・所得を証明する書類・弊社の定める事故報告書・法律相談の日時、所要時間および内容についての書類 ・弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類・原因事故*1の内容を確認できる客観的書類 ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した 支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人が いない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者**または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い 申し上げます。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払した場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入 内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知 される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が当社にご加入内容をご紹介された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部 または一部は弊社に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています

- *1 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *2 法律上の配偶者に限ります。

◯ 東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

0570-022808<通話料有料>

ナビタイヤル。IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に 記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご確認ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を 掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番(事故受付センター) 事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ



34

注意喚起情報

病気・ケガの保険(団体総合生活保険)

ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は、ご加入者の申込書に添付の「ご加入内容一覧」の裏面に掲載してますので、ご確認ください。 現在ご加入の方につきましては、P17に記載してある提出期限日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、三菱電機(株)は、 今年度の募集パンフレット等に記載の保険金額・保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、 特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、三菱電機保険サービスまでご連絡ください。

なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

で加入・で更新いただく前に保険商品がで希望に合致した内容となっていることを再度で確認ください。申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書 に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の 場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、最寄りの三菱電機保険サービスまでお問い合わせくださいますよう お願いいたします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、 ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - ●保険金をお支払いする主な場合
 ●保険金額、免責金額(自己負担額)
 ●保険期間
 ●保険料・保険料払込方法
 ●保険の対象となる方
- 2. 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、申込書等を訂正してください。 また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	医療の補償 がんの補償	ケガの補償	介護補償	所得補償	左記以外の 補償
・申込書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	0	_	0	0	_
・申込書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、 「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	O*2	O _{*3}	_	_	_
・申込書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	_	_	0*4	_
・保険金額は、平均月間所得額* ¹ 以下となっていますか?なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。	_	_	_	0	_
●「健康状態告知が必要な場合のみ」で確認ください。 ・保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?	0	_	O*5	0	_
・申込書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0

- *1「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
- *2 医療の補償(充実・ワイド・基本・Aタイプ)に加入される場合、必要です。
- *3 交通事故傷害、ゴルファー傷害、自転車事故傷害の場合は、確認不要です。
- *4 所得補償に加入される場合は、所得補償基本級別をご記入ください。
- *5 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、家庭賠償責任をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

三菱電機保険サービスは、東京海上日動火災保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従い まして、三菱電機保険サービスとの間で有効に成立した契約につきましては、東京海上日動火災保険株式会社と直接契約されたものとなります。

本パンフレットは、「病気・ケガの保険(団体総合生活保険)」の概要を説明したものです。この保険は三菱電機(株)を保険契約者とし三菱電機(株)および グループ関係会社の役員・従業員等を被保険者とする三菱電機グループ団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として 三菱電機(株)が有します。詳細は契約者である三菱電機(株)へお渡しする保険約款によります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み ください。ご不明の点等がありましたら三菱電機保険サービスまでお問い合わせください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこの パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

> 引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)本店営業第一部営業第二課 TEL:03-5223-1419 2020年6月作成 20-T01203

用語のご説明

加入者	加入の申し込みを行い、保険料負担をする方をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
同居	同一家屋*1に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。 台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居している ものとして取り扱います。
保険期間	保険責任の始まる日から終了するまでの期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって、差し引く金額をいいます。 グループ保険では、「携行品損害」の自己負担額(5,000円)が該当します。
免責期間	支払保険金の計算にあたって、差し引く期間をいいます。 グループ保険では、「所得補償」の7日間が該当します。
保険年齢	満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下を切り捨て、6ヵ月超を切上げた年齢をいいます。 例えば、2021年1月1日時点の保険年齢40歳は、昭和55年7月2日~昭和56年7月1日生まれの方となります。
示談代行	示談代行とは損害保険会社などが被保険者に代わって相手方と直接示談交渉を行うことをいいます。
告知	保険の公平な引受けのため、加入の申し込みの際に、加入者や被保険者に過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、 現在の健康状態、職業等について、保険会社に知らせることをいいます。なお、告知の内容は、保障(補償)の種類に よって異なることがあります。
治療	医師等が必要であると認め、医師等が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師等の場合は、被保険者以外の医師等による治療をいいます。
入院	医師等による治療*2が必要であり、自宅等*3での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療*2に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの、医療補償・がんの補償においての介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院における入院等は含みません。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設(ホテル等の宿泊施設を含みます。)または自宅において入院と同等の療養*4をする場合も「入院」として取り扱うことがあります。(保険金のお支払いは、医師の証明書等をご提出いただいた場合に限ります。)新型コロナウイルスに関連した情報は、東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
通院	医師等による治療* ² が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療* ² を受けること* ⁵ をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。
保険外併用 療養費制度	日本の医療保険制度では、原則として保険診療と保険外診療(自由診療)は同時に受けられず、保険外診療が一部でもあると、その他の部分も含めて全額自己負担となりますが、治験や先進医療、患者申出療養など特定の保険外診療については、保険診療との併用が認められており、保険診療に掛かる部分は3割負担(6歳以上70歳未満の場合)で受けることができます。これを保険外併用療養制度といいます。

- *1 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の 集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
- *2 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
- *3 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
- *4 次のいずれかに該当するものをいいます。
- i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療

*5 医師等による往診を含みます。

アイコンの説明



「いのちの保険」「病気・ケガの保険」 両方に共通する回答



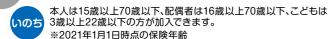
「いのちの保険」 の回答

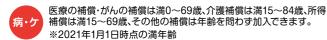


「病気・ケガの保険」 の回答

1.新規加入にあたって

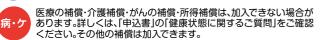
何歳の人が新規加入できますか?





既存の疾病がある場合も加入できますか?

加入できない場合があります。詳しくは、「加入申込書兼告知書」の 「告知内容」をご確認ください。



妊娠中でも加入できますか?

加入できます。ただし、以下の状態を除きます。 本人:「定期健診」以外の妊娠に関連した疾病で就業の制限を受けている場合 配偶者・こども: 「定期健診」以外の妊娠に関連した疾病で医師による治療を 受けている場合

加入できます。ただし、医療の補償・がんの補償・所得補償は、妊娠 中毒症や切迫早産、切迫流産、妊娠悪阻、妊娠高血圧、妊娠糖尿病 等妊娠に関連した疾病により入院または手術をすすめられている 場合等は加入できません。

本人は加入せず、家族だけ加入できますか?

加入できません。 **ハの**き 本人加入の場合のみ、配偶者とこどもも加入できます。

加入できます。加入できる方の範囲はP17「被保険者本人となれる方 の範囲」をご覧ください。

日本国内の工場等に勤務している外国人は、 加入できますか?

共通

※帰国時の取り扱いは、Q26と同じです。

※日本語を理解可能であることが必要となります。

家族型の補償はありますか?

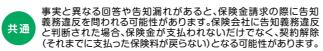
自転車傷害補償と家庭賠償責任は家族型補償です。 家族の範囲は被保険者ご本人の他、配偶者・本人または配偶者の 同居の親族・本人または配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴が ないことをいいます。)の子が対象となります。

告知は誰が行うのですか?

「被保険者」ご自身が、申込書に記載の告知内容を確認・承知のうえ、 ເາຫ≠ 行っていただきます。

「被保険者」ご自身に行っていただきます(「加入者」ではないのでご注意ください)。ただし、満15歳未満は「親権者」の、介護補償にご家族を被保険者として加入される場合で、介護補償のみに加入 する場合は「加入者」の、それぞれ代理告知で加入できます。

告知内容に誤りがあった場合はどのように なりますか?



保険料は加入時から変わりませんか?

変動します。毎年1月1日時点の保険年齢に応じた保険料となり、 保険料は5歳刻みで変動する仕組みとなっています。また、今後の 加入者数の増減により全体の保険料が変動する可能性もあります。

変動します。医療の補償・介護補償・がんの補償・所得補償は毎年1月 1日時点の満年齢に応じた保険料となり、保険料は5歳刻みで変動 する仕組みとなっています(上記以外は年齢上昇による保険料の 変動はありません)。また、今後の損害率、加入者数の増減、補償内容 の改定により全体の保険料が変動する可能性があります。

2.ご継続について

保険金を受け取った場合、次年度以降も 継続できますか?

医療の補償・がんの補償・ケガの補償・自転車傷害補償は継続でき ます。所得補償はご請求の内容によっては継続できない場合があり ます。介護補償は継続できません。

現在医療の補償に条件なしで加入してい ますが、不整脈で医師の治療を受けました。 この場合、補償内容のアップはできますか?

補償をアップする場合は、再告知が必要となります。再告知により 対象外となる病気・症状については、増額部分のみではなく増額前の ご契約から該当の病気・症状が補償の対象外となりますのでご注意

退職後は継続できますか?

三菱電機グループでの勤続が5年以上の方で、退職時に既に加入 している方は退職後も継続できます。ただし、期間工、契約社員 およびそのご家族は継続できません。

*一部の会社においては条件が異なることがございます。

退職後の保険料の支払いはどうなりますか?

MBS(明治安田システム・テクノロジー株式会社)による口座振替で お支払いただきます。

※手数料*(400円+消費税)が振替の都度発生します。 *手数料内訳:MBS振替手数料(200円)+事務手数料(200円)

メルコクラブカードにより保険料をお支払いいただきます。

加入者*が亡くなった場合、家族は継続できますか?

ハのち 継続できません。

いのち

既に加入している加入者**の配偶者は継続できます。 ※従業員もしくは退職者に限ります。

3.保険金のお支払いについて

健康保険や労災保険を使っても対象になりますか?

共通 対象になります。

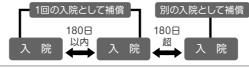
地震等*で亡くなった場合または ケガをした場合は対象になりますか?

亡くなった場合と高度障害を負われた場合ともに、対象となります。 いの ※対象となる高度障害については、P19をご確認ください。

普通傷害、医療の補償(ケガ通院)のみ対象になります。 *地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガが対象に

1回の入院とは?

入院から退院するまでの継続した入院および退院後に入院の原因と なった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます)に よる180日以内の再入院までが一回の入院となります。



検査入院は補償の対象になりますか?

対象になりません。ただし、何らかの身体の異常があり、治療方針 の検討に向けた原因の確認を目的とする入院は治療の一環と位置 づけられるため、入院保険金の お支払い対象※となります。 ※一般にこのような場合は健康保険給付の対象となりますので、 「健康保険の適用の有無」が判断の目安になります。

日帰り入院は補償の対象になりますか?

対象になります。ただし入院扱いとされていることが要件で、病院 から発行された領収書に「入院」もしくは「外来」の記載、または 診断書の入院期間欄の記載内容が判断基準になります。

筋肉痛で病院に通院しましたが、 補償の対象になりますか?

対象となるケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った 身体の傷害となります。

「がんの補償」で上皮内新生物は補償の 対象になりますか?

対象になります。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および 脂肪腫等は対象になりません。 また、「医療の補償」の生活習慣病特約、重度入院特約も補償の対象 となりますが、疾病手術保険金の重大手術には該当しません。

精神疾患で入院しましたが、 補償の対象になりますか?

医療の補償は、お支払の対象となります。

※被った病気が、薬物依存、アルコール依存等による精神の病気の 場合は対象外です。また、精神障害が原因で被ったケガも対象外

※所得補償は、お支払いの対象外です。

被保険者が亡くなった場合、誰が保険金 の受取人になりますか?

死亡保険金受取人に指定された方になります。 (こどもの場合は、加入者本人になります。)

※個人指定をされている場合で、その指定された方が亡くなって いる場合は、被保険者の配偶者・子(子が死亡している場合には、 その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位(約款順位)に従います。

亡くなった方の法定相続人の方になります。

※ケガの補償および自転車傷害補償については、被保険者本人の 死亡保険金の受取人を指定することができます。

4.日本国外の取り扱いについて

日本国外で亡くなった場合または、病気・ ケガなどをした場合は対象になりますか?



亡くなった場合と高度障害を負われた場合ともに、対象となります。 ※対象となる高度障害については、P19をご確認ください。



賠償責任特約の弁護士費用等保険金以外は原則対象となります。 ※日本の公的機関での認定が支払の要件となるものなどは補償 されない可能性があります。

日本国内のみ補償の自転車傷害補償・ホールインワン特約および家庭

※診断書等については、原則英文のものが必要となります。

※保険金請求にあたっては日本語での対応となりますので、日本語を 理解可能であることが必要となります。

日本国外の工場等で勤務していますが、 加入・継続できますか?

加入・継続できます(従業員の方、そのご家族が外国籍の場合も



※「病気・ケガの保険」の加入者(被保険者)住所に日本国外の住所 を設定することはできません。 ※継続のご案内は日本語となりますので、日本語を理解可能である

*日本国外の現地法人に直接採用されている方は加入・継続できません。

ことが必要となります。

退職後、日本国外に移住することになり ましたが、継続できますか?

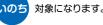
加入者(被保険者)住所に日本国内の住所を設定できる場合は継続 できます。



※Q12の要件を満たしていることが条件となります。 ※継続のご案内は日本語となりますので、日本語を理解可能である ことが必要となります。

5.その他

支払う保険料は生命保険料控除の対象 になりますか?



医療の補償*、がんの補償、介護補償、所得補償は生命保険料控除の 対象になります。 ※一部対象とならない項目がございます。

*税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

よくあるご質

お問い合わせは 最寄りの三菱電機保険サービスまで

保障(補償)内容のご相談

保険金のご請求

お手続き方法

東日本支店

首都圏第一課・第二課 03-5219-5511 内 営 業 σ 所 03-3218-9281 湘 南 営 業 所 0467-41-6818 相 模 \mathbb{H} 張 所 042-779-5704 大 船 営 業 所 0467-41-2110 札 幌 営 業 所 011-200-8688 東北営業所(仙台) 022-211-4239 東 北営業所(郡山) 024-921-9728 北関東営業所(群馬) 0276-30-7047 北関東営業所(花園) 048-584-4788

中部支店

. 営 052-918-0121 課 中 部 支 出 所 052-565-3286 張 北 陸 出 076-233-5526 張 所 名 古 屋 営 業 所 052-712-1121 岡 営 業 所 054-286-2216 静 所 0573-66-8240 由 津 川 営 業 稲 沢 堂 業 所 0587-24-5520

関 西 支 店

営 阪 業 06-6371-3103 大 所 075-958-1361 京 都 営 業 所 和 歌 営 業 所 073-435-4601 Щ 伊 丹 06-6497-9675 営 所 北 伊 丹 出 張 所 072-782-7987 田 営 業 所 079-561-3081 神 戸 業 営 所 078-652-0217 姫 路 営 業 所 079-291-4194 0791-46-2171 穂

西日本支店

広	島	営	業	所	082-248-5374
福	山	営	業	所	084-926-8045
兀	玉	営	業	所	0877-58-1135
高	松	出	張	所	087-811-5127
西	条	出	張	所	0897-52-1814
九	州	営	業	課	092-721-2336
福	岡	営	業	所	092-805-3943
長	崎	営	業	所	095-881-1615
丸	尾	出	張	所	095-864-2805
熊	本	営	業	所	096-242-4571

2020年5月現在

三菱電機グループ保険 専用ホームページ

<各種コンテンツをご用意しております>

①保険相談の申し込み

グループ保険はもちろん保険全般のご相談、現在ご契約されている保障(補償)の証券分析などをお申し込みいただけます。 スマートフォンなら、右のQRコードか

スマートフォンなら、右のQRコードからお問い合わせページにアクセスいただけます。

②グループ保険の保険料試算

閲覧は、PC・スマートフォンどちらからでも可能です。 年齢・性別を入力いただくと、ご家族分も含め、ご希望 の保障(補償)内容の試算ができます。

さらに、試算結果の印刷や申込書の記入方法の確認を することもできます。〈下のイメージは2020年募集のものです。〉

〈入力画面イメージ〉



三菱電機グループ保険

ご自宅のPCやスマートフォンなど 社外からもご覧いただけます。

